

国立印刷局の令和5年度の 業務実績に関する評価書

令和6年8月28日
財務省理財局

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立印刷局		
評価対象事業年度	年度評価	令和 5 年度	
	主務省令期間	令和 2 年度～令和 6 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		財務大臣		
	法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 津田夏樹
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 佐藤浩一

3．評価の実施に関する事項
評価の実施に当たっては、 令和 6 年 6 月 6 日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、同年 7 月 30 日に有識者からの意見聴取を行った。

4．その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	3年度	4年度	5年度
		B	B	B	B
評定に至った理由	項目別評定は、困難度が高い1項目がS評定、困難度が高い3項目を含め7項目がA評定、17項目がB評定であり、全体として事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、「B」評価とする。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	- 令和5年度においては、主要事業である銀行券の製造や研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷がいずれも確実に実施され、国立印刷局に課せられた使命が果たされている。 「銀行券の製造や研究開発」については、令和6年7月3日に予定された改刷（新様式の日本銀行券の流通開始）の円滑な実施に向けて検査精度の最適化等の取組が着実に推進され、財務大臣の定める製造計画に従った製造・納品がなされた。また、偽造防止技術の開発・実装や環境保全に関する研究開発が、確実に行われた。 「旅券の製造」については、海外渡航需要の反転増を受けた大量かつ複数回の追加受注に対して、納期内に契約数量全量を確実に納品し、その実現のために短期間で製造体制の整備や諸材料の確保等に機動的に対応したことは、特に評価できる。 「官報の編集・印刷」については、柔軟な製造体制の維持が図られた結果、特別号外を含む全ての官報が掲示すべき時間に掲示された。また、政府による官報電子化の実現に向けた取組に、行政執行法人の立場から参画した。 「労働安全の保持」については、重大な労働災害が発生しなかったことに加えて、静岡工場が厚生労働省から無災害記録証を授与された等の取組は、特に評価できる。 以上を踏まえて、行政執行法人としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、法人全体として総合評定「B」と評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	○監事ヒアリング（令和6年6月6日）における監事からの主な意見 - 令和4年度の財務大臣評価及び有識者会合委員の意見を真摯に受け止め、事業計画に反映し、精力的に取り組んできたと認められる。 - 日本銀行券の改刷について、令和4年度からの製造により認識した課題を、本局と工場が連携し解決に向けて取り組んだ結果、安定的な製造が行われたことは評価できる。製造事業者として日々真面目に取り組む組織風土が寄与したものとする。 - 旅券の製造について、旅券需要が急増したことに対して、材料調達や他部門及び他機関間の要員調整等の柔軟な対応により、納期通りに旅券を製造したことは評価できる。
その他特記事項	○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合（令和6年7月30日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。 - デジタル化・キャッシュレス化の進展を意識した、銀行券・旅券・官報の各事業における積極的な取組は、いずれも評価に値する。 - 国立印刷局は、「通貨に対する信頼の維持」に関わる特別な公的機関であり、重要・困難な目標を高いレベルで達成し続けることに矜持を持って、引き続き業務に取り組んでもらいたい。

	・ 主務大臣評価において、単純に ABC 評価のみで国立印刷局の業績内容が国民に理解されないよう、職員のモチベーション等にも配慮しつつ総合評価の文言を工夫してもらいたい。 ・ 「旅券の製造」について、アフターコロナにおける海外渡航者の急増への対応は製造主体として当然と捉えることもできるが、それに伴う製造現場の諸課題に的確に対応した点が高く評価できる。 ・ 「官報の編集・印刷」について、緊急参集や官報電子化という政府のデジタル施策への協力は、実質唯一の事業主体であり行政執行法人でもある国立印刷局の果たすべき使命。 ・ 電子官報やベース・レジストリ事業など、デジタル分野に取り組む以上はこれまでと違う技術やノウハウが必要になるのではないか。デジタル人材の確保やサイバー攻撃対策など、デジタルセキュリティに一層万全を期してもらいたい。 ・ 「労働安全の保持」については、現場のたゆまぬ努力が結実し、外部からも評価されたと言える。評価されることが目的化しないよう、引き続き無事故・無災害の取組みを推進されたい。
--	--

様式 3－1－3 行政執行法人 年度評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
銀行券等事業		<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>			
1．銀行券等事業								
(1) 財務大臣の定める製造 計画の確実な達成		<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>		I－1－(1)	
(2) 通貨当局との密接な連 携による銀行券に対する信 頼の維持・向上の取組等		A	A	A	A		I－1－(2)	
(3) 国民に対する情報発信		A	A	A	A		I－1－(3)	
(4) 偽造抵抗力の強化等 に向けた研究開発		<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>		I－1－(4)	
2．銀行券等事業（銀行券以外）								
(1) 旅券の製造		<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>S○</u>		I－2－(1)	
(2) その他の製品		B	B	B	B		I－2－(2)	
官報等事業		A	A	A	A			
3．官報等事業								
(1) 官報の編集・印刷		<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>		I－3－(1)	
(2) その他の製品		B	B	B	B		I－3－(2)	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
1．組織体制、業務等の見直し								
(1) 組織の見直し		B	B	B	B		Ⅱ－1－(1)	
(2) 業務の効率化		B	B	B	B		Ⅱ－1－(2)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付している。

※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引いている。

年度目標（事業計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
1．予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B	B	B		Ⅲ－1		
2．短期借入金の限度額	—	—	—	—		Ⅳ		
3．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	—	—	B		Ⅴ		
4．上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	B	—	—	—		Ⅵ		
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
1．ガバナンスの強化に向けた取組								
（1）内部統制に係る取組	B	B	B	B		Ⅶ－1－(1)		
（2）コンプライアンスの確保	C	B	B	B		Ⅶ－1－(2)		
（3）リスクマネジメントの強化	B	B	B	B		Ⅶ－1－(3)		
（4）個人情報の確実な保護等への取組	B	B	B	B		Ⅶ－1－(4)		
（5）情報セキュリティの確保	B	B	B	B		Ⅶ－1－(5)		
（6）警備体制の維持・強化	B	B	B	B		Ⅶ－1－(6)		
2．人事管理	B	B	B	B		Ⅶ－2		
3．施設及び設備に関する計画	B	B	B	B		Ⅶ－3		
4．保有資産の見直し	B	B	B	B		Ⅶ－4		
5．職場環境の整備								
（1）労働安全の保持	C○	C○	B○	A○		Ⅶ－5－(1)		
（2）健康管理の充実	B	B	B	B		Ⅶ－5－(2)		
（3）職務意識の向上・組織の活性化	B	B	B	B		Ⅶ－5－(3)		
6．環境保全	B	B	A	A		Ⅶ－6		
7．積立金の使途	—	—	—	—		Ⅶ－7		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1、I-2	銀行券等事業		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-1 通貨の円滑な供給 施策4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動 （外務省） 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1（3） 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第7号並びに同条第2項及び第3項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I-1-（1）、I-1-（4）、I-2-（1） 【困難度：高】 I-1-（1）、I-1-（4）、I-2-（1）	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和5年度事前分析表〔総合目標4〕 令和5年度事前分析表〔政策目標4-1〕 （外務省） 令和5年度事前分析表〔外務省5-Ⅳ-1〕 令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-外務-21-0281

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
I－1－（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成								売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514		
（参考指標） 設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）		100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200		
製造計画達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650		
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850		
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664		

指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		99.2%	99.4%	99.1%	99.4%	99.0%				従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170		
	印刷機械		98.5%	98.7%	98.3%	97.4%	96.9%										
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無	無	無	無	無	無										
I－1－（2）通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等											注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、 印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。 従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を 記載。						
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリ ティレポートの提出の有無(年1回 12月末)			有	有	有	有	有										
情報交換の実施回数			2回	4回	4回	6回	1回										
(参考指標) 対応の内容と回数			(対応回数) 2回	0回	0回	0回	6回										
I－1－（3）国民に対する情報発信																	
(参考指標) 博物館来場者数、特別 展示等の開催・他の展 示会への出展回数	来場者数		24,031人	6,673人	11,192人	14,949人	20,703人										
	開催		5回	4回	4回	4回	4回										
	出展回数		14回	3回	10回	16回	9回										
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平 均評価3.5超	4.56	4.36	4.51	4.50	4.57										
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4回	0回	2回	10回	66回										
(参考指標) ページビュー数、更新 回数	ビュー数		1,939,651 件	1,632,126 件	1,930,157 件	1,951,865 件	2,986,988 件										
	更新回数		675回	709回	715回	853回	808回										
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せ に対する回答率			100%	100%	100%	100%	100%										
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平 均評価3.5超	4.56	－	4.75	4.78	4.70										
I－1－（4）偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発																	
研究開発計画の策定の有無		有	有	有	有	有	有										
研究開発活動の成果		終了案件に費や した費用に達成 度に応じた係数 を乗じて算定し た値の合計が当 該費用の合計を 上回る	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った										

指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I－2－（１）旅券の製造							
受注数量製造率	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
納期達成率	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
ISO9001 認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	有	有	
保証品質達成率	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無	無	
I－2－（２）その他の製品							
受注数量製造率	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
納期達成率	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
保証品質達成率	100％	100％	100％	99.3％	100％	100％	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無	無	

注)「I－1－（3）国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、銀行券等事業に関する情報発信が大宗を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
					＜評定と根拠＞評定：A 「銀行券等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 また、銀行券等事業の6項目中3項目は重要度・困難度が「高」とされていること、2項目は定量的な数値目標を120%以上達成している又は質的に顕著な成果が得られていることを踏まえ、1項目を「S」、4項目を「A」と評価している。 以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中1項目を「S」、	評定	A
						「銀行券等事業」については全6項目中1項目が「S」、4項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも、事業計画における所期の目標を達成している。 銀行券等各種製品の製造に際しては、品質管理等にかかるPDCAサイクルを適切に機能させて、新様式の日本銀行券についても順調に規格内製品を製造し、受注数量を納期までに確実に納入している。 そのほか旅券については、海外渡航者の増加に伴う過去に例のない追加増刷に対して、あらゆる手段を尽くして機動的に対応したことは特に評価できる。 また、令和6年7月3日に予定された改刷	

銀行券等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。

					4項目を「A」、1項目を「B」と評価しており、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	（新様式の日本銀行券の流通開始）の円滑な実施に向けた現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や、諸外国における偽造や偽造防止技術等に関する情報収集のために国際会議へ参画する等の取組に努めている。 さらに、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことを踏まえ博物館の展示内容の充実や特別展示等の開催に注力したほか、改刷に合わせホームページを全面リニューアルするなど、国立印刷局の業務に対する国民の理解をより深めるための広報活動を推進している。 以上のことから、「銀行券等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	--	--	--	--	---	---

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（1）	財務大臣の定める製造計画の確実な達成		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－1 通貨の円滑な供給	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 6 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給すると同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
（参考指標） 設備投資計画において年度内受 入れとした 1 億円以上の設備の 年度内受入率（ただし、受注者側 の事情によるものを除く）			100%	100%	100%	100%	100%		売上高（百万円）	57, 443	54, 979	55, 786	63, 514		
製造計画達成度		100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	43, 411	42, 131	46, 159	53, 200		
納期達成率		100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費 （百万円）	5, 508	4, 717	2, 976	3, 650		
保証品質達成率		100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用（百万円）	48, 919	46, 849	49, 134	56, 850		
（参考指標） 生産設備の可動率	製紙機械		99. 2%	99. 4%	99. 1%	99. 4%	99. 0%		営業利益（百万円）	8, 524	8, 131	6, 652	6, 664		
	印刷機械		98. 5%	98. 7%	98. 3%	97. 4%	96. 9%								
情報漏えい、紛失・盗難発生の有 無		無	無	無	無	無	無		従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170		

注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。
従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																									
				業務実績	自己評価																										
	Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 銀行券等事業（銀行券） （1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成 銀行券の製造について、以下の取組を行うと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進する。 ① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。 これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。	Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 銀行券等事業（銀行券） （1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成 財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組むと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進します。 ① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。 設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定的な稼働及び機能維持に取り組めます。 また、品質管理及び製造工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じ	評価指標の凡例： ●定量的指標 ○定性的指標 ○設備投資の的確な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）） ○設備の保守点検の的確な実施（参考指標：生産設備の可動率）	（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成 ① 銀行券の製造等 イ 設備投資の的確な実施 主要な設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に沿って策定した令和5年度の設備投資計画に基づき、本局で各機関の進捗を管理することにより、改刷の円滑な実施に向けた設備投資を含め、銀行券製造に係る設備投資を着実に実施した。また、1億円以上の設備投資に当たっては、その実施に先立ち一件ごと、投資の必要性並びに仕様及び調達方法の適切性を含めた費用対効果等を検証するとともに、必要に応じて見直しを行った。さらに、設備の更新に当たっては、高機能化により生産性の向上を図るなど、製造体制の効率化に取り組んだ。 なお、令和5年度に計画した1億円以上の銀行券製造設備の導入は下表のとおりであり、計画どおり受入れ（注1）を完了し、受入率は100%となった（参考指標 令和4年度：100%）。 <table><tr><th>件名</th><th>機関</th><th>台数</th></tr><tr><td rowspan="2">銀行券凸版印刷機</td><td>小田原工場</td><td>1台</td></tr><tr><td>彦根工場</td><td>1台</td></tr><tr><td rowspan="4">銀行券検査仕上機</td><td>東京工場</td><td>1台</td></tr><tr><td>小田原工場</td><td>1台</td></tr><tr><td>静岡工場</td><td>1台</td></tr><tr><td>彦根工場</td><td>1台</td></tr><tr><td>銀行券印刷機</td><td>彦根工場</td><td>1台</td></tr><tr><td>貼付機</td><td>小田原工場</td><td>1台</td></tr></table> 施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検を的確に実施するとともに、自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図った。 なお、生産設備の可動率（注3）については、抄紙機において99.0%、	件名	機関	台数	銀行券凸版印刷機	小田原工場	1台	彦根工場	1台	銀行券検査仕上機	東京工場	1台	小田原工場	1台	静岡工場	1台	彦根工場	1台	銀行券印刷機	彦根工場	1台	貼付機	小田原工場	1台	＜評価と根拠＞評価：A 中期設備投資計画に基づき令和5年度の設備投資計画を策定し、同計画を着実に実施している。 また、改刷の円滑な実施に向け、各種検査装置の検査精度の最適化や種々の課題解決に向けた継続的な改善に取り組むなど、製品品質の安定化や製造工程管理に係る継続的な取組を実施して財務大臣が定める製造計画を確実に達成し、日本銀行との契約の履行を完遂している。 製造体制に関しては、交替勤務等による機械稼働体制を継続し、製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。 秘密管理については、秘密管理に関する研修や点検を継続的に実施し、職員の意識向上及び秘密情報の漏えい防止に向けた取組を	<table><tr><td>評価</td><td>A</td></tr></table> ＜評価の視点＞ 高品質で均質な銀行券を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を確実に達成したか。そのために必要な製造体制を確保したか。 ＜評価に至った理由＞ 重要かつ困難な目標としている銀行券の製造について、以下の取組が的確に実施されており、財務大臣が定めた製造数量のすべてが納期までに日本銀行へ確実に納品されている。 具体的な取組として、設備投資については、令和5年度の設備投資計画に基づいて進捗状況が管理され、計画額1億円以上の投資は実行の必要性和費用対効果等が検証され、必要に応じて見直しを行う等の合理化・効率化が実施されている。設備の定期点検に加えて自主保全による点検を実施し、計画的に修繕が実施された結果、生産設備の可動率はほぼ100%を維持するなど銀行券製造設備の稼働の安定性と機能が保たれている。 新様式券の製造に際しては、これまでの銀行券製造に関する特性・傾向を踏まえた検査精度の最適化に取り組む等により、徹底した品質管理及び製造工程管理が行われている。 また、財務大臣による緊急命令にも随時対応できるよう、長期連続操業や二交替勤務等の取組によって、柔軟で機動的な製造体制が構築・維持されている。 秘密情報及び製品の管理については、秘密管理に対する意識向上を図るための研修、規則等遵守状況の自主点検、各	評価	A
件名	機関	台数																													
銀行券凸版印刷機	小田原工場	1台																													
	彦根工場	1台																													
銀行券検査仕上機	東京工場	1台																													
	小田原工場	1台																													
	静岡工場	1台																													
	彦根工場	1台																													
銀行券印刷機	彦根工場	1台																													
貼付機	小田原工場	1台																													
評価	A																														

		て、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造します。 これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。	○品質管理の徹底に向けた取組 ●製造計画達成度（100%） ●納期達成率（100%） ●保証品質達成率（100%） ○緊急命令への対応に備えた体制の維持	銀行券印刷機において 96.9%であった。 （参考指標 令和4年度：抄紙機 99.4%、銀行券印刷機 97.4%） （注1）受入れ 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること （注2）自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと （注3）生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝（生産計画上の稼働日数－故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数 ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理及び製造工程管理については、計画どおり確実に遂行した。 新様式券の製造を進めるに当たって、製造開始以降の品質特性・傾向を踏まえ、各種検査装置の検査精度の最適化に取り組んだ。 また、作業現場においては、標準（注4）に定める手順により確実に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注5）において作業の手順を確認・検証し、作業が適正に実施されていることを確認した。 （注4）標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準 （注5）標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの ハ 改刷の円滑な実施に向けた取組 製造を進めるに当たって生じた課題解決に向けて、継続的な改善に取り組むとともに、取組状況及び成果を本局と各工場間で共有しながら品質確保、生産性の向上に努め、財務大臣の定める製造計画数量（30.3億枚）に対し、規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納入した。 ② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注6）及び印刷・	着実に実施している。 また、倉庫出入管理装置の適切な運用により、銀行券製造工程における製品の紛失・盗難防止に対するセキュリティ管理の徹底が図られている。 以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることに加え、改刷の円滑な実施に向けた各種取組を確実に実施していることを踏まえ、「A」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	工場における内部規定に基づく作業が実施された結果、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいや製品の紛失・盗難等は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については、重要度・困難度が高い目標設定に対して、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結	② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよ					

	果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。 ③ 情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。	う、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。 ③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。	○具体的事案発生時の的確な対応 ●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。 なお、財務大臣による緊急命令が発せられる事案はなかった。 （注6）長期連続操業 土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること ③ 秘密情報及び製品の管理 イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理 偽造防止技術等に関する秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、その取扱いを徹底した。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 本局及び各機関において、秘密管理者から各職員に対して、秘密管理に対する意識向上を図るための研修を実施（10月）。 ・ 各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検を実施（10月）。 なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。 ロ 紛失・盗難の発生防止 製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程に基づき確実に作業を実施しており、作業考査（注7）において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。 なお、紛失・盗難等の発生はなかった。 （注7）作業考査 作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から年間4回点検するもの		
--	--	---	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－１－（２）	通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標４ 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標４－１ 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策４－１－２ 偽造通貨対策の推進 施策４－１－５ 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号並びに同条第 2 項及び第 3 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕

２．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
（参考指標） 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無 （年 1 回 12 月末）		有	有	有	有	有		売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	
（参考指標） 情報交換の実施回数		2 回	4 回	4 回	6 回	1 回		売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	
（参考指標） 対応の内容と回数		（対応回数） 2 回	0 回	0 回	0 回	6 回		販売費及び一般管理費 （百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650	
								営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	
								営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	
								従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	

注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	主務大臣による評価		
	（２）通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行う。 ② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への確に情報提供等を行う。	（２）通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 通貨当局と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行います。 ② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリテ	○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上 ●現金取扱機器の製造事業者への情報提供（参考指標：情報交換の実施回数） ○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年１回１２月末））	（２）通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献 イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を踏まえ、将来の銀行券を見据えた新たな偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、新様式券の発行に向けて、通貨当局と密接に連携し、改刷の円滑な実施に向けた取組を進めた。加えて設備投資を着実に進めるとともに、機密保持に配慮した上で、現金取扱機器の製造事業者等に対して情報提供（１回）を行った。 ロ デザイン力の強化 デザイン力、彫刻技術の向上のため、将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り組んだ。 また、広報活動用の展示物等の作製を通じてデザイン力の強化に取り組んだ。 ② 銀行券の動向に関する情報提供等 イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問 諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集するため、次のとおり国際会議への参画を行った。 ・通貨会議（メキシコ：５月） ・欧州銀行券会議セキュリティ委員会（ドイツ：５月） ・国際証券印刷者会議（スペイン：１０月） ・High Security Printing ASIA（スリランカ：１２月） ロ 通貨当局への情報提供等 改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等の情報については、関係省庁等連絡会議において通貨当局へ提供を行った（１０月）。 ハ セキュリティレポートの提出	＜評定と根拠＞評定：A 新様式券の発行に向けて、通貨当局と密接に連携し、改刷の円滑な実施に向けた取組等を進めている。また、現金取扱機器の製造事業者等と情報交換を行うなど、その取組を確実に推進していることは高く評価できる。 国内外から得られた銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と情報交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより情報提供を行っている。 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の緩和に伴って増加した外国の銀行券関連機関からの視察要請に対し、適切に対応を行っている。 以上のことから、「通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等」については、通貨当局と密接に連携し、新様式券の発行に向けた準備等を進めていること、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や、通貨当局に	<table><tr><td>評定</td><td>A</td></tr></table> ＜評価の視点＞ 偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。改刷の円滑な実施に向けて的確な情報提供を行ったか。 銀行券の流通状況や偽造動向など国内外の情報を収集し、通貨当局への確に情報提供を行ったか。 外国の銀行券関連機関等との研修・視察の積極的な受入れや職員派遣など、国際協力に貢献したか。 ＜評価に至った理由＞ 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献については、通貨当局と密接に連携しており、令和６年７月に予定された改刷（新様式券の発行）の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換等も実施されている。 銀行券に関する情報提供等については、国際会議への参画を通して銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等を収集しており、関係省庁等連絡会議やセキュリティレポートを通じて通貨当局への確に情報提供されている。 国際協力に関する取組等については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症に変更されたことも踏まえ、外国の銀行券関連機関からの視察要請に対して積極的な対応がなされている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることに加え、特に改刷の円滑な実施に向けて、	評定	A
評定	A							

	③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。	③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等（以下「外国政府等」という。）による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。	○国際協力への対応（参考指標：対応の内容と回数）	通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認（５月）し、国内外から情報収集した内容等を踏まえてセキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出（１２月）するとともに、内容について通貨当局への説明を実施した（令和６年２月）（参考指標 令和４年度：令和４年１２月提出、令和５年２月説明）。 ③ 国際協力に関する取組等 外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修及び視察の受入れについては、研修の要請はなかったが、視察を６回（１１か国・１１機関）受入れた。（参考指標 令和４年度：研修０回、視察０回）。	対する偽造動向等収集した情報の提供を行ったことなどから、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進していることと踏まえ、「Ａ」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	通貨当局と密接に連携しつつ対応していることから、「Ａ」評価とする。
--	---	---	---------------------------------	---	---	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（3）	国民に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 7 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕

2. 主要な経年データ																	
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等		達成目標 （指数）	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
（参考指標） 博物館来場者数、 特別展示等の開 催・他の展示会へ の出展回数	来場者数		24,031 人	6,673 人	11,192 人	14,949 人	20,703 人			売上高（百万円）	68,217	65,604	66,558	63,514			
	開催		5 回	4 回	4 回	4 回	4 回			売上原価（百万円）	50,783	49,136	53,436	53,200			
	出展回数		14 回	3 回	10 回	16 回	9 回			販売費及び一般管理費 （百万円）	12,803	11,715	9,959	3,650			
博物館におけるアンケート結 果		5段階評価 で平均評価 3.5 超	4.56	4.36	4.51	4.50	4.57			営業費用（百万円）	63,586	60,850	63,394	56,850			
（参考指標） 出張講演等の実績回数			4 回	0 回	2 回	10 回	66 回			営業利益（百万円）	4,631	4,754	3,163	6,664			
（参考指標） ページビュー数、 更新回数	ビュー数		1,939,651 件	1,632,126 件	1,930,157 件	1,951,865 件	2,986,988 件			従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170			
	更新回数		675 回	709 回	715 回	853 回	808 回										
（参考指標） ホームページに寄せられた問 合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%	100%										
工場見学者アンケート結果		5段階評価 で平均評価 3.5 超	4.56	—	4.75	4.78	4.70										

注）②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
	（３）国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の積極的な受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。また、改刷に向け銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを始め、国民に対する広報の充実に努める。	（３）国民に対する情報発信 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。 具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。 また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組めます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。 銀行券印刷工場においては、感染症対策を徹底した上で見学を受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組めます。 また、改刷に向け銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちをはじめ、国民に対	○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）	（３）国民に対する情報発信 イ 博物館における活動及びイベント出展・協力 （イ）博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催 - 来館者の理解が深められるよう趣向を凝らした特別展示等を４回開催した（参考指標 令和４年度：４回）。 ① 令和５年度春の特集展「さくら咲く切手」（４～５月）において桜の切手を展示紹介した。同時に Web 上でも楽しめるよう博物館ホームページに特設ページを設け、動画を活用したコンテンツを取り入れて公開した。 ② 小・中学生の夏休みの自由研究の参考となるよう、日本銀行券の改刷をテーマとした令和５年度第１回特別展「お札が変わる！なぜ変わる？お札の知られざる歴史を探ろう」（７～８月）を開催し、令和６年７月に発行される予定である、新様式券に対する理解を深めてもらうよう情報発信を行った。また、同展開催期間中、４年ぶりに手すき体験イベントを開催した。 ③ 令和５年度秋の特集展「すかしの技と美～工芸官作品展」(10～11月)において、国立印刷局で145年にわたり受け継がれてきた独自の技術であるすかしにスポットを当て、技術練磨や研究などを目的に作製した明治から現代までの工芸官のすかし作品を展示紹介した。 ④ 令和５年度第２回特別展「鳳凰羽ばたく朝陽閣」(12月～令和６年２月)において、朝陽閣（注１）が倒壊した関東大震災から100年を迎え、改めて朝陽閣の優美な姿や当時の風景、業務内容を多種多様な絵画や写真資料とともに振り返り、本展示を通して国立印刷局の事業への理解につなげる機会とした。また、期間中、４年ぶりに凹版印刷体験イベントを開催した。 １階常設展示を一部展示替え(10月)し、新様式券の発行に先立ち、新様式券紹介コーナー（見本券、原図、コンテ画等）を設置した。また、新様式券のフォトスポット（注２）及びお札に関するQ&Aコーナーを設置した。 「第34回東京国際コイン・コンヴェンション」（４月）において、過去の特別展で使用したパネル等を活用し「世界のお札の裏面デザイン」を展示紹介した。 「第46回お金と切手の展覧会四日市展」（８月）において、国立印刷局の歴史・製造技術に関する展示・解説を行った。 - 外部機関からの依頼に基づき、展示パネルの貸出し等を９回行った（参考指標 令和４年度：16回）。 （注１）朝陽閣	＜評定と根拠＞評定：A 来館者アンケートの結果（５段階評価による平均評価 4.57）については、年度目標である平均評価 3.5 を大きく上回っている。これは、趣向を凝らした特別展示等の開催や常設展示の一部展示替え、近隣の自治体や教育機関に対する PR 活動等の各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。 ホームページについては、必要な情報の提供とウェブアクセシビリティの向上を図り、利用者視点に立った情報発信を行っている。 また、新様式券の発行に併せ、ホームページの全面リニューアルに取り組み、各種コンテンツの充実を図っている。 銀行券の製造を行っている４工場においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されたことに伴い、必要な対策を行いながら工場見学を実施している。 工場見学者を対象とし	<table><tr><th>評定</th><td>A</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価の視点＞</td></tr><tr><td colspan="2">国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、国民に対して適切な情報提供を行っているか。</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">博物館における活動及びイベント出展・協力については、趣向を凝らした特別展示や常設展示の一部展示替え等により、来館者アンケート結果は、所期の定量目標を上回る成果が挙げられている（目標比 131％）。また、外部のイベントに対しても積極的な出展・協力が行われている。</td></tr><tr><td colspan="2">ホームページ等による情報提供については、「新しい日本銀行券特設サイト」の公開及びホームページの全面リニューアル等による、コンテンツの充実が図られた結果、ホームページビュー数は前年度比大幅増となっている。また、ホームページに寄せられた問合せに対しても、回答困難なものを除き全て回答されている。</td></tr><tr><td colspan="2">工場における広報活動については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に変更されたことも踏まえ、基本的な感染対策を継続したうえで、工場見学が実施されている。また、新様式券の発行に合わせた展示室の改修等の取組により、所期の定量目標を上回る成果が挙げられた（目標比 135％）ことが確認できる。</td></tr><tr><td colspan="2">子供向け広報の充実については、地域のイベントの開催・出展、夏季休業期間における工場特別見学会の開催等により、次世代を担う子どもたちの銀行券に対する関心を深めるための取組が積極的に行われている。</td></tr><tr><td colspan="2">以上を踏まえ、本項目については、事業計</td></tr></table>	評定	A	＜評価の視点＞		国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、国民に対して適切な情報提供を行っているか。		＜評価に至った理由＞		博物館における活動及びイベント出展・協力については、趣向を凝らした特別展示や常設展示の一部展示替え等により、来館者アンケート結果は、所期の定量目標を上回る成果が挙げられている（目標比 131％）。また、外部のイベントに対しても積極的な出展・協力が行われている。		ホームページ等による情報提供については、「新しい日本銀行券特設サイト」の公開及びホームページの全面リニューアル等による、コンテンツの充実が図られた結果、ホームページビュー数は前年度比大幅増となっている。また、ホームページに寄せられた問合せに対しても、回答困難なものを除き全て回答されている。		工場における広報活動については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に変更されたことも踏まえ、基本的な感染対策を継続したうえで、工場見学が実施されている。また、新様式券の発行に合わせた展示室の改修等の取組により、所期の定量目標を上回る成果が挙げられた（目標比 135％）ことが確認できる。		子供向け広報の充実については、地域のイベントの開催・出展、夏季休業期間における工場特別見学会の開催等により、次世代を担う子どもたちの銀行券に対する関心を深めるための取組が積極的に行われている。		以上を踏まえ、本項目については、事業計	
評定	A																							
＜評価の視点＞																								
国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、国民に対して適切な情報提供を行っているか。																								
＜評価に至った理由＞																								
博物館における活動及びイベント出展・協力については、趣向を凝らした特別展示や常設展示の一部展示替え等により、来館者アンケート結果は、所期の定量目標を上回る成果が挙げられている（目標比 131％）。また、外部のイベントに対しても積極的な出展・協力が行われている。																								
ホームページ等による情報提供については、「新しい日本銀行券特設サイト」の公開及びホームページの全面リニューアル等による、コンテンツの充実が図られた結果、ホームページビュー数は前年度比大幅増となっている。また、ホームページに寄せられた問合せに対しても、回答困難なものを除き全て回答されている。																								
工場における広報活動については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に変更されたことも踏まえ、基本的な感染対策を継続したうえで、工場見学が実施されている。また、新様式券の発行に合わせた展示室の改修等の取組により、所期の定量目標を上回る成果が挙げられた（目標比 135％）ことが確認できる。																								
子供向け広報の充実については、地域のイベントの開催・出展、夏季休業期間における工場特別見学会の開催等により、次世代を担う子どもたちの銀行券に対する関心を深めるための取組が積極的に行われている。																								
以上を踏まえ、本項目については、事業計																								

		する広報の充実に努めます。		明治9年に東京・大手町に印刷局が建設した、紙幣や諸証券類等の製造を行っていた工場の呼称 (注2) フォトスポット モバイル端末でQRコードを読み取ることで、北区のキャラクター「しぶさわくん」の画像が新様式券のフォトスポットに現れる。 (ロ) 博物館の認知度向上のための取組 ・ 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣の自治体や教育機関、交通機関、公共施設等に対して開催案内等を配布した。また、スマホオリコミ（指定した地域のスマートフォン利用者を博物館ホームページに誘導する広告配信サービス）を実施するなど、PR活動を行った。 ・ 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、博物館ニュースを発行し（7月・12月）、来館者をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。 以上の取組により、博物館来場者数は、20,703 人となった（参考指標 令和4年度：14,949 人）。 (ハ) 来館者の満足度 各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価 4.57 であった（参考指標 令和4年度：4.50）。 ロ 出張講演等の実施 国民に対する情報発信の一環として、銀行券の製造工程、偽造防止技術及び成り立ち等に関する出張講演や、美術系大学における工芸官による特別講義等を開催したほか、地方公共団体等が主催したイベントへ参画し展示を行うなど、銀行券に対する理解及び信頼を深めるための取組を行った（66 回）（参考指標 令和4年度：10 回）。 このうち、福井県越前市で開催された「KAMIWAZA～職人たちの神技～手すきの世界」（越前和紙の里 紙の文化博物館）や長野県上田市で開催された全国大学版画展においては、工芸官によるすき入れ技術や凹版彫刻技術の解説を行った（11 月～12 月）。 ハ ホームページ等による情報提供 (イ) ホームページの充実 国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。 具体的な取組は、次のとおりである。	たアンケートの結果（5段階評価による平均評価 4.70）については、年度目標の 3.5 を大きく上回っている。これは、これまでのアンケート結果を踏まえた継続的な取組が、来場者の高い満足度につながっているものと評価できる。 また、新様式券の発行に併せ各工場の展示物の更新に係る手続を進めるなど、来場者の満足度向上に努めている。 子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供向けイベントへの参加や職場体験学習の実施、夏季休業期間を利用した特別工場見学会の開催など、子供向け広報に積極的に取り組むとともに、機会を捉えて、新様式券に関する認知度向上に向けた広報活動に努めている。 以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を 120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。 <課題と対応>	画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることに加え、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるための多様な取組を行っていることから、「A」評価とする。
--	--	---------------	--	---	--	--

			・ 「新しい日本銀行券特設サイト」を新たに公開し（４月）、新様式券に新たに採用される３Ｄホログラムの紹介動画を追加公開する（６月）など、新様式券の特徴などを分かりやすく紹介した。 ・ 新様式券の発行に併せ、国民により分かりやすい情報発信を行うため、ホームページの全面リニューアルに取り組み、国立印刷局の事業案内ページ等を刷新するとともに、アニメーション動画等の子供向けコンテンツを新たに作成するなど、コンテンツの充実を図った。また、海外からのアクセスに対応するため、英語ページの充実を行った。 リニューアルしたホームページについては、令和６年４月より公開することとした。 ・ ホームページのページビュー数は、2,986,988件、更新回数は808回となった（参考指標 令和４年度：ページビュー数1,951,865件、更新回数853回）。 ・ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じた情報発信については、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局エックス（旧ツイッター）により、イベント情報、製品及び製造工程の紹介等の情報を中心として記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段に活用した（フェイスブック90件・エックス（旧ツイッター）90件）。 ・ 総務省が策定したガイドライン（みんなの公共サイト運用ガイドライン）に基づき、ウェブアクセシビリティ（注３）に係るテストを実施し（５月）、テスト結果について、検査証明書等を公開した（７月）。なお、テスト結果において、早急に対応が必要となる、特段の課題は見受けられなかった。 （注３）ウェブアクセシビリティ 高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。 （ロ）ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況 国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ（435件）のうち、連絡先不明等により回答が困難なものを除き、全ての問合せに回答した。 この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答等は、100%となった。 ニ 工場における広報活動 ・ 工場見学については、５月に新型コロナウイルス感染症の感染症	特になし。	
--	--	--	---	-------	--

			段階評価で平均評価 3.5 超)	法上の位置づけが 5 類感染症に変更され、適用していた「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和 5 年 3 月 13 日付け公益財団法人日本博物館協会）」が廃止されたことから、基本的な感染対策を継続しつつ対応することとした。 - 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場の展示室について、新様式券の発行に合わせて展示物の更新に係る調達手続を実施した。 - これまで展示室がなかった岡山工場について、新たに展示室を設置するための検討を進めた。 工場見学で実施した工場見学者アンケートの結果については、5 段階評価による平均評価が 4.70 であった(参考指標 令和 4 年度:4.78)。 ホ 子供向け広報の充実 令和 6 年 7 月に新様式券が発行されることを契機として、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、次のとおり子供に向けた広報の充実に努めた。 - 江東区とイベント共催で、「お札がわかる夏休み～江東区×国立印刷局～」で出張授業を開催した（7 月）。 「お札と切手の博物館」において、北区内の中学校を対象に、職場体験学習を実施した（7 月）。 「令和 5 年度こども霞が関見学デー」において、以下の取組を行った（8 月）。 ① 「はっけん！お札の秘密～国立印刷局工場見学～」を 2 回実施した。 ② オンライン学習用動画（「お札のなぜ？なに？お札の技術や歴史を学ぼう」）をホームページ上に公開した。 - 東京工場、小田原工場、静岡工場、彦根工場及び岡山工場において、各地域の居住者並びに小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、夏季休業期間における特別工場見学会の開催、地域のイベントへの出展、校外学習を支援するための工場見学を行い、銀行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った（7 月～12 月）。 - 子供を対象とした出張授業については、前年度まで関東近県のみを対象として実施していたが、令和 5 年度においては、対象範囲を工場が所在する地域にも拡大し、工場の広報担当職員が小学校等に出向いて説明を実施した（7 月～令和 6 年 3 月）。		
--	--	--	------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（4）	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－2 偽造通貨対策の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の 有無	有	有	有	有	有	有			売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	
研究開発活動の成果	終了案件に費 やした費用に 達成度に応じ た係数を乗じ て算定した値 の合計が当該 費用の合計を 上回る	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った			売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	
									販売費及び一般管理費 （百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650	
									営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	
									営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	
									従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	

注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																				
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価	評定														
	(４) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、情報通信技術や環境保全等に関する研究を推進する。 なお、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。	(４) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施します。 また、情報通信技術や環境保全等に関する研究開発を推進します。 これらの研究開発を実施するに当たり、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めます。 さらに、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。 なお、研究成果については、適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や国内外の会議、学会等で報告を行います。	●研究開発計画の策定の有無	(４) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 イ 研究開発の実施 研究開発の実施に当たっては、研究開発計画を策定し（令和５年３月）、これに沿って４分野 15 件の研究開発課題に取り組んだ。 <table><tr><th>分野</th><th>件数</th></tr><tr><td>偽造防止技術の開発・実装</td><td>４件</td></tr><tr><td>製造技術の効率化・高度化</td><td>７件</td></tr><tr><td>情報通信技術に関する研究</td><td>２件</td></tr><tr><td>環境保全</td><td>２件</td></tr><tr><td>計</td><td>15 件</td></tr></table> 各分野における具体的な取組については、次のとおりである。 (イ) 偽造防止技術の開発・実装 近年の技術動向を踏まえ、新たな偽造防止技術の創出及び製造適性の検証に取り組んだ。 (ロ) 製造技術の効率化・高度化 高品質で均質な製品の製造を維持しつつ、生産プロセス全体の効率化・高度化に向けた生産設備等の開発に取り組んだ。 (ハ) 情報通信技術に関する研究 情報通信分野に関する技術動向を把握し、情報通信技術を活用した要素技術の調査及び研究に取り組んだ。 (ニ) 環境保全 消費エネルギー量の削減による温室効果ガスの排出削減及び廃棄物の削減に向けた研究開発に取り組んだ。 ロ 研究開発評価 (イ) 評価の実施及び評価結果の反映 研究開発評価システムを通じて、研究開発課題の実施状況を把握するとともに、計画変更等の必要が生じた場合については、適宜、研究開発評価委員会を開催し（計３回）、研究開発計画の見直しを図った。 また、令和５年度に終了する研究開発課題の事後評価、令和６年度に継続を予定する課題の中間評価及び令和６年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価システムの運用を通じ	分野	件数	偽造防止技術の開発・実装	４件	製造技術の効率化・高度化	７件	情報通信技術に関する研究	２件	環境保全	２件	計	15 件	<評定と根拠>評定：A 研究開発については、将来の銀行券を視野に入れ、中期及び単年度の研究開発計画を策定し、当該計画に沿って確実に進めたことは評価できる。 研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究開発課題の事前・中間・事後評価を行い、その結果を研究開発計画へ適切に反映し、PDCA サイクルを確実に機能させている。 これらの取組の結果、評価指標である研究開発活動の成果については、年度目標を達成している。 創出した成果については、特許出願したほか、学会でも報告を行い、産業界の発展に貢献している。また、「不可視情報の埋込技術を活用した開発」について、日本印刷学会研究発表奨励賞を受賞したことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。 以上のことから、「偽造	<table><tr><th>評定</th><td>A</td></tr></table> <評価の視点> 偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献したか。そのための研究開発に係る計画を策定・実行したか。 <評定に至った理由> 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発については、策定した研究開発計画に沿って４分野 15 件の全件について、将来の銀行券製造を視野に入れ、確実な取組が行われている。 研究開発評価については、研究開発における課題を把握するとともに、適宜、研究開発評価委員会を開催のうえ、計画の見直しを行うなど、PDCA サイクルを確実に機能させている。また、研究開発活動の成果について、一定の算式で算定した結果、研究開発に要した費用を上回る成果が得られている。 研究開発成果の活用については、創出した成果については、特許出願・学会等への報告が行われている。特に、日本印刷学会において報告した「不可視情報の埋込技術を活用した開発」が「日本印刷学会研究発表奨励賞」を受賞したことは、研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。 以上を踏まえ、本項目については、重要度・困難度が高い目標設定に対して、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。	評定	A
分野	件数																			
偽造防止技術の開発・実装	４件																			
製造技術の効率化・高度化	７件																			
情報通信技術に関する研究	２件																			
環境保全	２件																			
計	15 件																			
評定	A																			

		への適切な反映 ●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る） ○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）	て、研究開発評価委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性の視点等から評価を行い、評価結果を研究開発実施機関にフィードバックした（12月）。 また、開発の方向性を見直しが生じた研究開発課題に対して、取組内容及び計画を再検討し、令和6年度の研究開発計画へ適切に反映した（令和6年2月）。 （ロ）研究開発活動の成果 令和5年度終了の課題4件に加え、当初計画から実施期間を変更して中断する研究開発課題1件を合わせた計5件の研究開発課題に係る事後評価の結果、研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計値）が、終了案件の費用の合計を約15%上回った。 ハ 研究開発成果の活用 創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、学会等において報告した。 （イ）特許出願状況 特許について、合計40件の出願を行った（令和4年度：37件）。 <table><tr><th>分野</th><th>件数</th></tr><tr><td>偽造防止技術の開発・実装</td><td>25 件</td></tr><tr><td>製造技術の効率化・高度化</td><td>13 件</td></tr><tr><td>情報通信技術に関する研究</td><td>1 件</td></tr><tr><td>環境保全</td><td>1 件</td></tr><tr><td>計</td><td>40 件</td></tr></table> （ロ）会議、学会での報告 有用な研究開発成果1件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、日本印刷学会において報告し、特に優秀な報文に贈られる「日本印刷学会研究発表奨励賞」を受賞した（11月）。 <table><tr><th>学会等</th><th>報告内容</th><th>実施月</th></tr><tr><td>日本印刷学会 （注1）</td><td>不可視情報の埋込技術を活用した開発</td><td>11 月</td></tr></table> （注1）日本印刷学会 印刷に関する学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等の発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会	分野	件数	偽造防止技術の開発・実装	25 件	製造技術の効率化・高度化	13 件	情報通信技術に関する研究	1 件	環境保全	1 件	計	40 件	学会等	報告内容	実施月	日本印刷学会 （注1）	不可視情報の埋込技術を活用した開発	11 月	抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められるとともに、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。
分野	件数																					
偽造防止技術の開発・実装	25 件																					
製造技術の効率化・高度化	13 件																					
情報通信技術に関する研究	1 件																					
環境保全	1 件																					
計	40 件																					
学会等	報告内容	実施月																				
日本印刷学会 （注1）	不可視情報の埋込技術を活用した開発	11 月																				

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－（1）	旅券の製造		
業務に関連する政策・施策	（外務省） 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ－1 領事業務の充実 施策Ⅳ－1－1 領事サービスの充実 施策Ⅳ－1－1（3） 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 5 号及び第 6 号
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（外務省） 令和 5 年度事前分析表〔外務省 5－施策Ⅳ－1〕 令和 5 年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-外務-21-0281

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高（百万円）	57, 443	54, 979	55, 786	63, 514	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	43, 411	42, 131	46, 159	53, 200	
ISO9001 認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	有	有		販売費及び一般管理費（百万円）	5, 508	4, 717	2, 976	3, 650	
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用（百万円）	48, 919	46, 849	49, 134	56, 850	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無	無		営業利益（百万円）	8, 524	8, 131	6, 652	6, 664	
								従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

		(注1) 次世代旅券 新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券 (注2) 集中作成 現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの	○次世代旅券の開発等に向けた取組	なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。 (注1) ISO9001 製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格 ハ 次世代旅券の開発等に向けた取組 ・ 試作冊子（3回目）を作製し、外務省に提示した（4月）ところ、追加の要望・意見があったことから、これらを反映した試作冊子（4回目）を作製し、11月に外務省に提示した。その結果、外務省から次世代旅券仕様に関する公文書が発信され、最終仕様が確定した（令和6年2月）。 ・ 主要諸材料のうち、ICシート、OVDフォイル及びPCシートについては、技術審査を合格となった業者による入札を実施し、それぞれ請負業者を決定し（ICシート：4月、OVDフォイル：5月、PCシート：11月）、計画的に調達手続を行った。 ・ ブランク冊子製造工程においては、クリーンルームが完成後（5月）、同室へのデータページ作成機（増設分）の設置及び受入が完了した（8月）。集中作成工程においては、大型作成機（増設分）の受入を完了した（令和6年3月）。 ・ 旅券作成管理システムは請負業者を決定後（4月）、構築に向けた打合せを定期的実施し、要件定義工程及び基本設計工程を完了した（要件定義工程：7月、基本設計工程：9月）。 ・ 外務省との2者協議及び外務省、東京都との3者協議に毎月参加し、集中作成に向けた検討・準備を進め、渡航に支障のない冊子の品質基準に関する考え方について3者で協議した。また、ICAO国際会合及びIC旅券調査委員会（注2）の会合にWeb会議等で参加し、国際標準化の動向について情報収集した。 ・ 次世代旅券製造や集中作成に関する製造体制案を作成し、本局及び工場間で整理を行った（令和6年3月）。 (注2) IC旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会	終仕様に基づいた冊子諸材料の調達にあたり、技術審査により品質を確保した上で調達を実施するとともに、集中作成に必要なシステム・設備及び冊子製造に必要な設備について、計画的に導入を進めている。 以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加えて、現行旅券の受注量が年度当初から大幅に増加したことに對して、主要材料の調達や製造体制の整備などを機動的かつ適切に行い増産に對した結果、契約数量全量を納期内に確実に納入したことは、顕著な成果であり、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「S」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	ゆる手段を尽くし、納期内の契約数量全量納入を実現するなど、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」評価とする。
--	--	---	------------------	---	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－（2）	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに同条第 3 項
当該項目の重要度・困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	100%	100%			販売費及び一般管理費 （百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650	
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無	無	無			営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	
									営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	
									従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	

注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(2) その他の製品 切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。	(2) その他の製品 切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。 また、製品の製造に当たっては、作業考査、点検、作業前の手順書の確認等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。	●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%） ●保証品質達成率（100%） ●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	(2) その他の製品 イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入 切手等の製品については、製造工場における部門間での人員交流や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 ロ 発注者の要望を踏まえた提案 (イ) 特殊切手 令和6年度に発行される特殊切手の候補について、発注者からの要請を踏まえ、コンセプト及びコンセプトに基づくデザイン用素材の提案を行った（8月）。 (ロ) 各種証明書類等 コンビニ交付に使用されている偽造防止検出画像について、真贋判定を容易にできるよう、改良を施した新たな偽造防止技術を発注者に提案した（4月）。 (ハ) 売払い用品類等 - 外部企業から、プロダクトの表示票等の偽造防止に関する問合せがあり、偽造防止技術及びデザインを提案（4月）するとともに、業界団体の依頼を受け、所属企業に対して、国立印刷局の偽造防止技術の紹介を行った（5月）。 - 外部企業複数社から、鑑定証明書に施す偽造防止技術の提供依頼があり、国立印刷局の偽造防止技術の紹介を行った（5月・6月・7月）。 ハ 品質管理等の徹底 - 令和3年度に製造・納入した製品の一部に印刷不良が見つかったことから、今年度の製造開始前に再発防止策について点検を行うとともに、製造時（8月）にも履行状況の確認を行い、有効性を確認した。 - 本局及び工場間における品質管理打合せ会（5月・10月・令和6年3月）を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的業務の改善に取り組んだ。 - 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況等を計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理及び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 これらの取組により、規格内製品を納期までに確実に納入した。	<評定と根拠>評定：B 切手等の製品については、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、納期までに確実に製造・納入している。 発注者の要望を的確に把握するとともに、国立印刷局の技術力を活かした提案を行っている。 PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な打合せ会による情報共有や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。 以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	評定 B <評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 <評価に至った理由> 発注者との契約に基づく確実な製造・納入について、切手等の製品については、納期までに規格内製品が確実に納品されている。 発注者の要望を踏まえた提案については、特殊切手や各種証明書類等に係る発注者からの要望を踏まえ、技術力を活かした提案が行われている。 品質管理の徹底については、過去の印刷不良を踏まえた再発防止策が徹底されているほか、本局及び工場間における品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化が図られるなど、PDCAサイクルによる業務の改善が図られている。また、工場における作業考査により、製品の散逸防止、保管管理及び数量管理が厳格に行われた結果、規格内製品が納期までに納入されるとともに、情報漏えいや物品の紛失・盗難も発生させなかった。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成していると認められ、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	

				なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。		
--	--	--	--	----------------------------	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	官報等事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和 24 年総理府・大蔵省令第 1 号）
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】 I－3－（1） 【困難度：高】 I－3－（1）	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I－3－（1）官報の編集・印刷													
掲示すべき時間での官報 掲示達成度	100％	100％	100％	100％	100％	100％		売上高（百万円）	10, 774	10, 625	10, 772	10, 860	
官報情報検索サービスの サービス稼働率	99. 5％	100％	100％	100％	100％	100％		売上原価（百万円）	7, 372	7, 004	7, 277	7, 009	
インターネット版官報の サービス稼働率	99. 0％	100％	100％	100％	100％	100％		販売費及び一般管理費 （百万円）	745	758	861	910	
インターネット版官報及 び官報情報検索サービスの 広報活動件数	過去 5 年 平均以上	〔各年度目標値〕 59 件	〔58〕 53 件	〔58〕 55 件	〔57〕 61 件	〔57〕 65 件		営業費用（百万円）	8, 117	7, 762	8, 138	7, 919	
100 ページ当たり訂正記事 箇所数の削減	過去 5 年 平均以下 （100 以下）	〔各年度目標値〕 0. 23 （96）	〔0. 22〕 0. 14 （64）	〔0. 19〕 0. 15 （79）	〔0. 17〕 0. 16 （94）	〔0. 17〕 0. 14 （82）		営業利益（百万円）	2, 657	2, 863	2, 634	2, 941	
ISMS 認証の維持・更新の有 無	有	有	有	有	有	有		従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	
情報漏えい・紛失発生の有 無	無	無	無	無	無	無		注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等 国会用製品等）の金額を記載。 従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。					
I－3－（2）その他の製品													
受注数量製造率	100％	100％	100％	100％	100％	100％							
納期達成率	100％	100％	100％	100％	100％	100％							
保証品質達成率	100％	100％	100％	100％	100％	100％							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
					<評定と根拠> 評定：A 「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 「官報の編集・印刷」については、困難度が「高」であることに加え、「電子官報の実現」に向け、国立印刷局の電子配信などのノウハウ等を提供するなど、内閣府等に協力するとともに、「官報の発行に関する法律」（令和5年法律第85号）施行後の運用に向けて内閣府と協力して準備を進めるなど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実施している。また、「その他の製品」については、発注者からの納期等に関する要請に対して、的確かつ確実に対応し、法案誤り等再発防止プロジェクトチームの議論を踏まえた取組を確実に進めるとともに、ベース・レジストリの制度化と法人・土地系ベース・レジストリの整備・運用等について情報提供するなど、デジタル庁の取組に寄与している。さらに、行政機関からの要請による行政文書の電子化作業への協力など、行政のデジタル化の進展に適切に対応している。 以上のことから、「官報等事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	評定	A
	官報等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。				「官報等事業」については全2項目中1項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。 官報等各種製品の製造に際しては、品質管理等に係るPDCAサイクルを適切に機能させていると認められる。 また、内閣府、本局・工場間での情報共有が行われ、柔軟な製造体制の維持が図られた結果、全ての官報が掲示すべき時間に掲示されている。特に、令和6年1月1日に発生した能登半島地震等に関する特別号外の迅速かつ確実な製造・発行が行われたことは評価できる。 さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、官報等事業を通じて蓄積したノウハウを活かし、デジタル庁への情報提供・助言を行うことにより、ベース・レジストリの制度化に協力している。 以上のことから、「官報等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。		

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－（1）	官報の編集・印刷		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和 24 年総理府・大蔵省令第 1 号）
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【困難度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
掲示すべき時間での官報 掲示達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772	10,860	
官報情報検索サービスの サービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277	7,009	
インターネット版官報の サービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費 （百万円）	745	758	861	910	
インターネット版官報及 び官報情報検索サービスの 広報活動件数	過去 5 年 平均以上	〔各年度目標値〕 59 件	〔58〕 53 件	〔58〕 55 件	〔57〕 61 件	〔57〕 65 件		営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138	7,919	
100 ページ当たり訂正記 事箇所数の削減	過去 5 年 平均以下 （100 以下）	〔各年度目標値〕 0.23 （96）	〔0.22〕 0.14 （64）	〔0.19〕 0.15 （79）	〔0.17〕 0.16 （94）	〔0.17〕 0.14 （82）		営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634	2,941	
ISMS 認証の維持・更新の 有無	有	有	有	有	有	有		従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	
情報漏えい・紛失発生の 有無	無	無	無	無	無	無		注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等 国会用製品等）の金額を記載。 従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。					

	決定)に基づき、契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報のG Bizインフォとの確実な情報連携に取り組む。	② 行政のデジタル化の進展に対応するため、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組みます。 さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。	●インターネット版官報のサービス稼働率(99.0%) ●官報情報検索サービスのサービス稼働率(99.5%) ●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数(過去5年平均以上)	ロ 官報電子配信の安定稼働 官報配信システムについては、定期的な配信拠点(注1)の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。 また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステムの稼働管理を確実に実施した。 さらに、官報配信システムへの負荷軽減や掲載情報の不正利用防止への対応として、ウェブクローラ(注2)等の利用状況に関するモニタリングを行った(4月～令和6年3月)。 以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサービス稼働率は、100%となった。 (注1) 配信拠点 官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報配信システムを複数の拠点に設置 (注2) ウェブクローラ ウェブ上の文書や画像などを周期的に検索・取得し、自動的にデータベース化するプログラム	ハ インターネット版官報等の周知 官報情報検索サービスの操作講習会の開催や、各地方方法務局に官報普及用パンフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った(65件)。 具体的な取組については、次のとおりである。 - 各地方方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50箇所:4月・7月・10月・令和6年1月)。 - 公立図書館が実施する講習会に職員を講師として派遣する官報情報検索サービスの操作方法等の講習については、対面及びオンラインで実施した(5件:6月・7月・11月・12月)。 「第46回お金と切手の展覧会」(三重県四日市市)において、展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行い、その周知を図った(8月)。 - 司法書士会が主催する研修会で官報、官報情報検索サービス、当該サービスの操作方法等を紹介するために、当該研修会に研修講師を派遣した(1件:10月)。 「法の日フェスタ in 赤れんが」(注3)に参加し、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの紹介、操作方法等について実演した(10月)。 - 図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理	図書館への講師派遣に注力するとともに、イベントへの参加や、官報販売所が主催するイベントへの協力など当該サービスの利用促進に向けて、前年度以上に積極的に取り組んでいる。 訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に実施することにより、削減に向けて取り組んでいる。 公開前情報の管理については、ISMSの認証維持を達成するとともに、研修や職場内教育等を実施した。また、官報原稿の取次業務を行う委託者に対しては、教育、指導を行うなど、情報管理の徹底を図ることにより、情報漏えいや紛失を発生させていない。 省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用促進のための各種取組の実施により、利用者の利便性の向上及び業務の効率化が図られている。また、利用者からの問合せ対応や利用していない各府省に対して利用を促すなど、オンラインによる電子入稿が定着し、利用件数が増加している。 官報業務プロセス改善	所数は0.14箇所と目標値を達成できている。 公開前情報等の管理については、外部審査機関の審査を受審のうえ、ISMSの認証が継続されている。また、インサイダー取引等に関する意識の啓発や不正行為の未然防止等のための研修、外注先への視察等の取組が行われた結果、情報漏えいや紛失は発生していない。 電子入稿の推進については、官報原稿オンライン受付システムの利用実績のない府省庁に対し、利用を働きかけた結果、電子入稿は増加している。また、官報業務プロセス改善についての取組について、官報システム刷新に向けた取組が着実に進められている。これらの取組により、作業の迅速化や業務の効率化が図られていると認められる。 「電子官報の実現」に向けた取組については、内閣府が運営する官報電子化検討会議に参加し、「官報電子化の基本的考え方」のとりまとめに協力するなど、政府による官報電子化の実現に向けた取組に行政執行法人の立場から参画している。 以上を踏まえ、本項目については、重要度・困難度が高い目標設定に対して、定量的な数値目標を達成していると認められ、政府の官報電子化の実現に向けた取組に行政執行法人の立場から参画するなど定性的にも事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	---	--	---	---	---	---	--

			解と協力を求めることを目的に、オンサイト及びオンラインで開催される「第 25 回図書館総合展 2023」に参加した（1 件：10 月～11 月）。 ・ 官報販売所が地元書店と企画した「税制改正フェア」において、官報紹介リーフレット及び展示物を提供するなどの協力を行った（2 件：4 月～12 月・6 月～令和 6 年 3 月）。 ・ 官報販売所が図書館で開催した「官報について」の講習会の実施に協力した（3 件：10 月・12 月・令和 6 年 1 月）。 ・ 官報販売所が開催した、新たに司法書士試験に合格した者を対象とした、官報と法定公告に係るセミナーの実施に協力した（1 件：令和 6 年 2 月）。 ・ 関係府省庁等に対して、工場見学を通じて製造に係る取組や事業説明を実施し、見学者等の当該事業に対する理解度向上に努めた（4 月～令和 6 年 2 月）。 （注 3）法の日フェスタ in 赤れんが 法の役割や重要性を考えるきっかけとなるよう、毎年、法の日週間（10 月）に合わせ、法務省及び最高検察庁が開催するイベント ニ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 作業考査や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会（官報正誤連絡会）を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100 ページ当たりの訂正記事箇所数は 0.14 箇所となり、過去 5 年間の実績平均値（0.17 箇所）を下回った。 ホ 公開前情報等の管理 東京工場において、ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）の運用及び情報管理意識の啓発並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ ISMS については、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を継続	については、官報システム刷新のためロードマップを更新したほか、次期業務支援業者を選定するなど、業務の効率化・省力化に向けて取り組んでいる。 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づく「電子官報の実現」に向けた取組については、官報の電子配信などのノウハウ等の提供により、内閣府等に積極的に協力し、「官報電子化の基本的考え方」の取りまとめに寄与している。 工程表に基づきインターネット版官報の改善に取り組んだほか、「官報の発行に関する法律」の施行に先駆け、官報閲覧用デジタルサイネージを設置するなど、国民の利便性向上に努めている。また、機械可読なデータ形式について検討を進めるなど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実施している。 G ビズインフォとの情報連携については、経済産業省と連携を図り、確実に実施している。 法令データ共通化の検討については、デジタル庁と連携を図りながら、同庁の施策に協力している。 以上のことから、「官報
	③ 作業考査や点検等を通じて品質管理及び製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去 5 年間の実績平均値（100 ページ当たり）を 100 とした相対比率について、100 以下となるよう取り組みます。 ④ 情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止	●100 ページ当たり訂正記事箇所数の削減（過去 5 年平均以下） ●ISMS 認証の維持・更新の有無		

	等の更なる措置を講じます。 また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。		した（12月）。 ・ ISMSに係る教育・訓練を実施した（4月：新規職員等研修、5月：実務研修、5月：リスク分析研修、6月：内部監査員研修）。 ・ 官報製造従事者等を対象にインサイダー取引等に対する意識の啓発と不正行為の未然防止を目的とした研修を行った（5月～6月）。 ・ 官報原稿の取次業務を行う委託業者（官報販売所等）に対するインサイダー情報を含む掲載前情報及び個人情報（以下「情報類」という。）の適切な取扱いに係る研修等を実施した（5月・10月・11月）。また、一部の委託業者を視察し、情報類の保管・管理状況及び作業状況の調査を行い、情報管理等が確実に行われていることを確認した（4月～令和6年3月：25か所）。 ・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に、作業考査や秘密管理点検（注4）を実施し、内部規程類に基づき作業が適正に実施されていることを確認した（作業考査：4月～令和6年3月。秘密管理点検：令和6年2月）。 なお、情報漏えい、紛失の発生はなかった。	の編集・印刷」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加えて、印刷局が官報事業を通じて蓄積したノウハウの提供により、「官報電子化の基本的考え方」（令和5年10月25日官報電子化検討会議）の取りまとめに協力し、「電子官報の実現」に寄与したことは顕著な成果であり、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「S」と評価する。
	⑤ 電子入稿については、利用者ニーズを把握しつつ、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿への協力要請を引き続き行うとともに、法制執務業務支援システム（注1）との連携や令和2年度に導入した原稿受付システムを円滑に運用しつつ、必要に応じて入稿の方法や手続に係る改善を行い、その促進に努めます。 なお、平成30年度から取り組んでいる業務プロセスの改革を継続的に推進し、作業の迅速化や業務の効率化に	●情報漏えい・紛失発生の有無 ○電子入稿を行う者の拡大 ○作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組	（注4）秘密管理点検 リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検 へ 電子入稿の推進 作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 省庁用官報原稿オンライン受付システム（注5）の利用者からの問合せに対応するとともに、システムの安定稼働に努めた。 ・ 省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用実績がない府省庁に対して、積極的に利用を促した（4月・5月・12月）。 以上の取組により、令和5年度の電子入稿は、20,202件（令和4年度19,189件）であった。 （注5）省庁用官報原稿オンライン受付システム 政府共通ネットワーク上で、各府省等からの官報の原稿を電子的に受け付けることができるシステム ト 官報業務プロセス改善の取組 令和4年度に官報業務プロセス改善を円滑に推進するため整理した官報システム刷新に向けたロードマップについて、政府における電子官報の実現や法令データの共通化に係る動向を踏まえ、デジタルを前提とした業務改革（BPR）の実現に向けた取組を反映した（4月～令和	＜課題と対応＞ 特になし。

		取り組みます。		6年3月)。 また、令和6年度以降の刷新に向けた取組を円滑に進めるため、次期業務支援業者の選定要件を整理し、公募により業者を決定した(9月～令和6年3月)。		
		⑥ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日第4回デジタル臨時行政調査会決定)に基づき作成した工程表に沿って、電子官報の実現に向けた課題解決に協力するとともに、インターネット版官報の改善に取り組みます。 また、中長期的な課題である電子官報の在り方として、データ再利用等が行えるデータ形式についても検討・取組を進めます。	○契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報のGビズインフォとの確実な情報連携	チ 「電子官報の実現」に向けた取組 「電子官報の実現」に向けて内閣府が開催する、「官報電子化検討会議」に参加し(4月～10月)、次のとおり取り組んだ。 ・ 官報の電子配信等を通じて蓄積した、セキュリティ対策やプライバシー保護の取組などのノウハウ等の提供により、内閣府等に積極的に協力し、会議における課題整理や、「官報電子化の基本的考え方」(令和5年10月25日官報電子化検討会議)の取りまとめに寄与した。 ・ 会議の構成員等を東京工場に招へいし、官報の製造工程の視察や動画視聴を通じて国立印刷局の役割や電子配信の取組などについて紹介することで、電子官報の実現に向けた課題の洗い出しに協力した。 また、「官報電子化の基本的考え方」を踏まえ、内閣府等における検討がなされた後、第212回国会において「官報の発行に関する法律」(令和5年法律第85号)が成立した(12月)ことから、法律施行後の運用について内閣府と協議を行った(10月～令和6年3月)。 さらに、電子官報の実現に向けて策定された工程表(注6)に基づき「インターネット版官報」の利便性を高める取組として、システム改修(一覧性のある目次付与、検索性の向上)を行った(4月～12月)。 加えて、中期的な課題である電子官報の在り方として、機械可読なデータ形式について、外部コンサルタントを活用するとともに、海外調査(現地、ウェブ)等を実施した(4月～令和6年3月)。また、機械可読な官報データ提供の実現に向け、令和6年度から実施予定の構造化用データ作成に係る業者委託に関する仕様書について検討した(9月～令和6年3月)。 なお、「官報の発行に関する法律」等の施行に先駆けて、官報閲覧用デジタルサイネージを、本局が所在する共同通信会館ロビーに設置し運用を開始した(11月)。 (注6) 工程表 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会)		
		⑦ 契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報について、Gビズイン	リ Gビズインフォとの情報連携 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)及び「デジタル社会実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣			

		フォ（注２）への確実な情報提供に引き続き取り組めます。 また、法令データのデジタル正本の提供体制確立に向けた実証実験に参画し、法令データ共通化の検討に取り組めます。 （注１）法制執務業務支援システム（e-LAWS） 法令の所管府省庁が確認・認証した正確な法令データを確立し、法令原本として活用できるデータベースを行政及び国民等へ提供するシステム （注２）Gビズインフォ 法人に関し各府省庁に分散して所在する公開情報を集約し、インターネットでオープンデータとして経済産業省が一元的に提供するサービス		議決定）を踏まえ、経済産業省と連携を図り、官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携を確実に実施した（４月～令和６年３月）。 ヌ 法令データ共通化の検討 デジタル庁が実施している法令データのデジタル正本の提供体制確立に向けた実証実験に向けて、情報共有や状況把握等を図りつつ、法令データ共通化の検討を進めた（４月～令和６年３月）。 また、「官報フォーマットとの連携検討」に適切かつ確実に対応するため、e-LAWS データによる官報紙面の自動組版を前提としたシステムの構築を進めた（８月～令和６年３月）。		
--	--	--	--	---	--	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－（2）	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 4 号、第 6 号及び第 7 号
当該項目の重要度・困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772	10,860	
	納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277	7,009	
	保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費 （百万円）	745	758	861	910	
									営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138	7,919	
									営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634	2,941	
									従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日 現 在）	4,205	4,179	4,130	4,170	

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	(2) その他の製品 国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。 また、法案誤り等再発防止プロジェクトチームの議論を踏まえ、法律案の誤り防止について令和3年12月に策定した工程表に基づき、着実に取り組む。 さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁からのベース・レジストリの構築に係る協力要請に対応するなど、行政のデジタル化の進展に貢献する。 なお、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。	(2) その他の製品 ① 国会用製品等の製品については、品質管理及び製造工程管理に取り組み、数量確認、進捗管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。 また、令和4年度に実施した編集・印刷システムの機能改善等により、法律案の誤りの防止に着実に取り組めます。	●受注数量製造率(100%) ●納期達成率(100%) ●保証品質達成率(100%) ○工程表に基づく取組の確実な実施	(2) その他の製品 イ 国会用製品等の確実な製造及び納入 - 国会用製品等については、製品の確実な製造のために、作業考査や標準点検等の実施により、徹底した品質管理及び製造工程管理に取り組んだ。 - また、発注者からの納期に係る要請に応え可能な限り短納期で納入するため、作業交流を実施するなどの柔軟な対応を図った。 - これらの取組により、発注者との契約に基づき定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 - デジタル化の進展等による受注環境の変化に対しては、国会用製品のペーパーレス化に係る関係機関との綿密な情報共有を実施するなど、柔軟かつ適切に対応した。 ロ 法案誤り等再発防止に係る対応 - 令和2年度末に国会に提出された法律案の一部に誤りが判明し問題となったことから、内閣官房において府省庁横断的に立ち上げられたプロジェクトチームに参画し、第3回会合において提出した工程表に基づき、編集・校正作業者のスキルアップ等を図るとともに、令和4年度に導入した編集・印刷システムの機能強化に係るICTツールを適切に運用した(4月～令和6年3月)。 - デジタル庁、総務省及び法務省におけるe-LAWSの法令データ整備のため、令和4年3月から開始した官報掲載情報の情報連携については、XMLデータ形式(注1)に加工を行い、定められた期日までに確実に納品した(4月～令和6年3月)。 【法案誤り等再発防止プロジェクトチームの会合開催実績】 - 実務者会合(第3回) 令和5年7月28日 (注1) XMLデータ形式 コンピュータで容易に処理できる二次利用可能な標準データ形式	<評定と根拠>評定：B 国会用製品等については、作業考査や標準点検を実施することにより、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組むとともに、作業交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき納期までに規格内製品を確実に製造・納入している。 発注者からの要請及びデジタル化の進展等による受注環境の変化に対して、柔軟かつ適切に対応している。 なお、国会のペーパーレス化の進展についても、関係機関と情報共有を図るなど、柔軟かつ適切に対応している。 また、法案誤りの再発防止に向けては、工程表等に基づく取組を確実に進めている。 加えて、ベース・レジストリの制度化と法人・土地系ベース・レジストリの整備・運用等についてデータを速やかに定められた形式に編集するノウハウ等に関する情報提供を行うなど、デジタル庁の取組に寄与している。また、アドレス・ベース・レジストリ	<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr></table> <評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 <評価に至った理由> 国会用製品等の確実な製造及び納入については、作業考査や標準点検等の実施による徹底した情報管理及び製造工程管理が図られているほか、短納期での納入実現のため発注者との作業交流が行われた結果、契約に基づき定められた期日までの規格内製品の製造・納入が行われている。 法案誤り等再発防止に係る対応については、編集・印刷システムの機能強化に係るICTツールを適切に運用したほか、e-LAWSの法令データ整備のためにXMLデータを関係省庁に納品するなど、工程表に基づく取組が進められている。 ベース・レジストリの構築に係る対応については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、官報等事業を通じて蓄積したノウハウを活かしてデジタル庁への情報提供・助言を行い、行政のデジタル化の進展に参画していると認められる。 なお、官公庁等が実施する一般競争入札には参加しておらず、民間の参入を踏まえた対応がなされている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	評定	B
評定	B							

		ともに、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組めます。 加えて、「スキャナ等を利用して紙媒体の行政文書を電子媒体に変換する場合の扱いについて」(令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長通知)等に基づき、令和4年度に行った行政文書の電子化に係る調査研究・検証の結果を踏まえ、財務省等が取り組む行政文書の電子化作業に協力します。 なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。		また、デジタル庁が取組を進めているアドレス・ベース・レジストリの町字データの整備について、自治体保有データとの確認作業等に関する助言を行った（12月～令和6年3月）。 (注2) ベース・レジストリ 行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性等の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすものとして、デジタル庁が指定するもの。デジタル社会形成基本法第31条に規定する「公的基礎情報データベース」に相当 (注3) 法人・土地系ベース・レジストリ 商業登記、不動産登記及び住所・所在地（アドレス）に関するベース・レジストリ ニ 行政文書の電子化作業等への協力 - 行政文書の電子化作業については、依頼のあった行政機関と契約を締結し、定められた期日までに完了できるよう作業を進めた結果、来年度の継続受注につながることとなった（7月～令和6年3月）。 - 関係省庁や地方自治体に対して、電子化作業における国立印刷局の特性について、動画を活用しながら紹介するなど、積極的な働きかけを行った（4月～令和6年3月）。 - 政府の保有するデータの提供促進に向けたアクションプラン（令和5年11月7日AI戦略会議）に基づき、内閣府、デジタル庁によるプロジェクトチームにオブザーバー参加するなど、内閣府の要請に基づく機械可読なデータへの変換に係る検討に協力した（12月～令和6年3月）。 ホ 一般競争入札への参加 官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。	の町字データの整備に関する助言のほか、行政文書の電子化作業等へ協力するなど、行政のデジタル化の進展に適切に対応している。 以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1－（1）	組織の見直し		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	給与水準の公表の有無	有	有	有	有	有	有		
	（参考指標） 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）		4,153 人	4,197 人	4,170 人	4,116 人	4,152 人		令和6年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末以下とする。
	（参考指標） 売上高人件費比率		41.4%	41.6%	42.4%	41.9%	38.2%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。 1. 組織体制、業務等の見直し （1）組織の見直し	Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 組織体制、業務等の見直し （1）組織の見直し	○適正な人員配置 ○組織の効率化 （参考指標：期	1. 組織体制、業務等の見直し （1）組織の見直し	＜評価と根拠＞評価：B 令和5年度から導入された定年延長及び職員の高年齢化の進展による大量退職が見込まれる状況において、業務の質を維持するため、設備投資や組織体制の見直し、また、業務量等に応じた人員配置を行うこと等による効率化を進め、人員数の抑制を図っている。 令和5年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の	評価 B ＜評価の視点＞ 業務の効率性や業務量等を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。 適正な給与水準の維持に取り組んだか。 ＜評価に至った理由＞ 組織の見直しについては、令和5年度から導入された定年延長及び職員の高年齢化の進展による今後の大量退職を踏まえ、設備投資や組織体制の見直し、業務量や技術の伝承等を考慮したうえで人員計画が策定されている。また、当該計画に基づき、適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織改正が行われている。

	① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。	① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年 7 月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。	末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率） ※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。	① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年 3 月26日閣議決定）に伴う影響と合わせて、令和 5 年度から導入された定年延長及び職員の高年齢化の進展による今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、令和 6 年度に向けた人員計画を策定した（6 月）。 当該人員計画に基づき、令和 6 年度期首に向けて、業務量等に応じた適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織の改正を行った。 また、再任用職員の希望調査、定年延長等の状況を踏まえつつ、将来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和 7 年度に向けての人員計画の策定に着手した（11月）。 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む。）及び売上高人件費比率（注）の実績については、下表のとおりである。 （注）売上高人件費比率＝人件費÷売上高 <table><tr><th></th><th>期末常勤役職員数（参考指標）</th></tr><tr><td>令和 5 年度末</td><td>役員 7 人 一般職員 3,681 人 フルタイム再任用職員 464 人 合計 4,152 人 （3.31 付け退職者の 158 人を含む。）</td></tr><tr><td>令和 4 年度末</td><td>役員 7 人 一般職員 3,760 人 フルタイム再任用職員 349 人 合計 4,116 人 （3.31 付け退職者の 187 人を含む。）</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>売上高人件費比率（参考指標）</th></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>38.2%</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>41.9%</td></tr></table>		期末常勤役職員数（参考指標）	令和 5 年度末	役員 7 人 一般職員 3,681 人 フルタイム再任用職員 464 人 合計 4,152 人 （3.31 付け退職者の 158 人を含む。）	令和 4 年度末	役員 7 人 一般職員 3,760 人 フルタイム再任用職員 349 人 合計 4,116 人 （3.31 付け退職者の 187 人を含む。）		売上高人件費比率（参考指標）	令和 5 年度	38.2%	令和 4 年度	41.9%	給与を参酌しつつ、現行の給与水準を維持しており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。 以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」の適用を受ける国家公務員の給与水準とのラスパイレス指数による比較によって適正水準となっている。 なお、総務省が策定した「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、役職員の報酬・給与等がホームページにおいて公表されている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
	期末常勤役職員数（参考指標）																	
令和 5 年度末	役員 7 人 一般職員 3,681 人 フルタイム再任用職員 464 人 合計 4,152 人 （3.31 付け退職者の 158 人を含む。）																	
令和 4 年度末	役員 7 人 一般職員 3,760 人 フルタイム再任用職員 349 人 合計 4,116 人 （3.31 付け退職者の 187 人を含む。）																	
	売上高人件費比率（参考指標）																	
令和 5 年度	38.2%																	
令和 4 年度	41.9%																	
	② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて	② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続きラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組	○適正な給与水準の維持 ●給与水準の公表の有無	② 令和 5 年度における国立印刷局役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員（以下「一般職給与法適用国家公務員」という。）の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が 95.3（令和 4 年度：93.6）、研究職員が 81.8（令和 4 年度：80.5）となり、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与														

	取り組むとともに、 その状況を公表する。	むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準をホームページにおいて公表します。		の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページで公表した（6月）。		
--	-------------------------	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1－（2）	業務の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	（参考指標） 経費率		88.7%	84.5%	85.4%	90.7%	90.8%		令和 2 年度から令和 6 年度における経費率の実績平均値を平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間ににおける実績平均値以下とする。
	情報システム整備運用計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○	○	○	○	○	○		
	調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有	有	有	有	有	有		
	契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		
	（参考指標） 障害者就労施設等からの調達の実施（件数及び金額）		44 件 9 百万円	45 件 9 百万円	46 件 10 百万円	44 件 9 百万円	38 件 10 百万円		一般競争入札による実績 令和 3 年度 1 件 3 百万円 令和 4 年度 1 件 3 百万円 令和 5 年度 1 件 3 百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間で対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間で対象として中期的な観点か	○効率化に向けた業務の見直し ○業務の効率化の推進（参考指標：経費率(研究開発費を除く)） ※経費率=(売上原価+販売費及び一般管理費-	(2) 業務の効率化について ① 経費率の低減及び情報システム関連機器の更新 イ 予算の適切な執行等によるコスト削減 令和2年度から令和6年度までの中期的な観点から設定した経費率の低減に向けて取り組んでいる。 可能な限りのコスト削減努力を行うため、予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各室・部及び各機関と連携・調整を図り、令和5年度の経費率は90.8%となった。また、令和2年度から令和5年度までの実績平均値は87.9%となった(平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値は88.7%（注	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和2年度から令和5年度の経費率については、令和5年度において予算執行に係る管理を適切に実施し、コスト削減に努めることにより、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を下回っ	評定	B
						＜評価の視点＞ 経費率の低減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。 ＜評価に至った理由＞ 経費率について、昨今の原材料価格やエネルギー価格の高騰等の影響によ	

	の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。 また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。 さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	ら設定した経費率（研究開発費を除く）（注）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行います。 業務のデジタル化に向けてペーパーレス化に取り組むとともに、情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。 また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行います。 （注）経費率＝（売上原価＋販売費及び一般管理費－研究開発費）/売上高	研究開発費）/売上高 ●情報システム整備運用計画の策定の有無 ○業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新	1))。 （注1）中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、当該期間における経費率の目標（令和2年度から令和6年度までの経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの実績平均値以下とする。） ロ 業務のデジタル化の取組 各種システムを導入し、ペーパーレス化を推進することにより、業務のデジタル化の取組を行った。 具体的な取組については、次のとおりである。 - 文書管理システムを導入し（5月）、これまで紙により行ってきた法人文書の作成・保存・移管・廃棄までの手続について、紙で保存することが必要なものを除いてペーパーレスでの業務に移行した。また、決裁に係る事務処理をデジタル化したことにより、紙で業務を行うことにより発生していた業務負担を低減し、業務の効率化を図った。 - 電子会議システムや Web 会議システムを活用し、会議・業務打合せ等における紙の使用を極力廃するなど、ペーパーレス化の取組を推進した。 ハ 情報システムに係る整備運用計画の策定等 情報システムの機能性・利便性の向上等を目的とした関連機器等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備運用計画を更新（8月）し、当該計画に基づき関連機器の更新等を行った。 なお、更新等を行った情報システムは、次のとおりである。 - 文書管理システム（新設）（5月） - 原価管理システム（更新）（令和6年1月） ニ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた対応 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、PMO（注2）によるプロジェクトに対する適時支援、情報システムのライフサイクル全体を見通した投資対効果等の評価を実施し、情報システムの適切かつ効果的な整備及び管理を行った。 （注2）PMO 国立印刷局における情報化を総合的かつ計画的に推進すると	ている。令和2年度から令和6年度までの低減目標達成に向け、予算執行管理を適切に行い、可能な限りのコスト削減に努めることとする。 文書管理システムを導入・運用し、法人文書に関する事務処理をペーパーレス化するなど、業務のデジタル化に取り組んでおり、業務の効率化を図っている。 策定した情報システム整備運用計画に基づき情報システム関連機器等の新設・更新を計画的に実施することにより、各情報システムの機能性・利便性の向上による業務の効率化・迅速化の推進を図っている。 PMO によるプロジェクトへの適時支援及び情報システムのライフサイクル全体を見通した評価を行うことにより、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた適切かつ効果的な情報システムの整備及び管理に向け取り組んでいる。 調達 の 合 理 化 に つ い て は、合理化委員会による点検を受けつつ、着実に実施している。 合理的な契約方式に変更した結果、各契約案件の当初提示額に対し価格交渉を	り、令和5年度経費率は90.8%となっているものの、令和2年度から令和5年度における経費率の実績平均値は87.9%となっており、基準値を下回っている。 情報システム関連機器の更新については、情報システム整備運用計画を更新のうえ、文書管理システムが導入されたほか、電子会議システムを活用する等により、業務の効率化・迅速化が図られている。また、「情報システム整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）」を踏まえ、PMO 体制が整備され、適切かつ効果的な情報システムの整備及び管理が図られている。 調達等合理化計画に基づく取組については、調達等合理化計画を策定のうえ、それに基づき、合理的な契約方式による調達、一者応札・応募等に係る取組等が適切に行われた結果、経費の削減効果も認められる。なお、調達等合理化計画の実施状況及び契約実績がホームページにて公表されている。また、調達に関するガバナンスの徹底について、調達等合理化・契約検証委員会や契約監視委員会を経たうえで、随意契約を締結したほか、契約事務担当者への研修や契約事務フローに潜在するリスクを取りまとめた「契約事務フロー点検表」が契約担当部門に周知されており、その結果として、契約監視委員会による点検において不適切と認められた契約は発生していない。 中小企業者からの受注の確保や障害者就労施設等及び母子・福祉団体からの物品等の調達については、法令に基づく積極的な取組が行われている。 民間への業務委託の検討については、偽造防止技術をはじめとする秘密情報の漏えい防止に配慮のうえ、業務
--	---	--	---	---	---	---

	② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。 また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成 24 年法律第 92 号）に基づいた調達を行うよう努める。	② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。 公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和 5 年 6 月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。 また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成 24 年法律第 92 号）の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。 なお、障害者就労施設等からの調達につい	●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施 ●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	ともに、国立印刷局における情報セキュリティを確保するための体制 ② 調達等合理化計画の取組等 「独立行政法人改革等に関する基本的方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 5 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画（以下「合理化計画」という。）を策定し、ホームページで公表した（6 月）。 合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契約検証委員会（以下「合理化委員会」という。）の審議（5 月）を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検（6 月）を受け、その点検結果をホームページで公表した（7 月）。 合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、「令和 4 年度調達等合理化計画の自己評価及び推進状況のフォローアップ」の実施状況について、合理化委員会において点検（5 月）し、その点検結果を契約監視委員会に諮り了承された（6 月）。 合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。 イ 合理化計画に基づく取組 （イ）重点的な取組 （合理的な契約方式による調達） A 技術審査を実施している原材料について、参入業者を拡大するため、技術審査に関する情報をホームページで恒常的に公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。 ・ 技術審査情報の公表件数：66 件（うち新たに公表した件数：6 件） ・ 関係者への周知状況：電話等による周知 140 件 B 技術審査を要しない原材料等の調達において、連続して契約相手方が同一となっている契約については、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施し、応募者が一者であった契約について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で随意契約を締結した。 ・ 件数：42 件 ・ 当初提示額からの削減額：29 百万円 C 公募以外で随意契約とする案件については、その理由及び仕様内容を厳格に審査し、競争性のある契約に移行できないか検討し、競争性のある契約に移行することができない契約について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を	行うことにより、経費の削減（合計 208 百万円）及び事務の合理化に寄与している。 調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、その結果に基づきマニュアルの改訂を行うなど、リスクの低減及び契約事務の適正化を推進している。 一者応札・一者応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。 以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	委託が実施されている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	---	--	--	--	--	--

		ては、前年度の実績を上回るよう取り組みます。	●契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）	行った上で随意契約を締結した。 ・ 件数：140 件 ・ 当初提示額からの削減額： 179 百万円 （一者応札・応募等に係る取組） A 契約案件ごとに、入札参加申込期間の十分な確保、情報開示の取組等を行い、入札参加可能と思われる業者に声掛け等を行った結果、前回一者応札・応募であった 40 件の契約が二者以上の応札・応募となった。 B 契約監視委員会において、新規の随意契約及び2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約に関して点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった（6月・12月）。 なお、審議概要については内部の手続を得てホームページで公表した（7月・令和6年2月）。 ・ 新規の競争性のない随意契約案件：13 件（6月：6 件、12 月：7 件） ・ 2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約案件：104 件（6月：73 件、12 月：31 件） （その他の取組） コストの削減効果（適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等）及び事務処理の効率化を考慮し、共同調達（11 月：1 件）及び一括調達（令和6年1月：1 件）を実施した。 （ロ）調達に関するガバナンスの徹底 （随意契約等に関する内部統制） A 合理化委員会において、新たに随意契約を締結する案件及び契約監視委員会規則の基準に該当する契約監視委員会において審議する事項に関して点検を受けた結果、以下の審議事項等について了承された（4月・5月・6月・8月・11月・12月・令和6年2月・令和6年3月）。 ・ 新規の競争性のない随意契約案件（事前点検）：20 件 ・ 新規の競争性のない随意契約案件（事後点検）：13 件 ・ 2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約案件：104 件 （不祥事の発生の未然防止の取組） B 契約実務担当者として必要な知識・技能の付与、レベルアップを目的とした研修等を5回実施した（4月・6月・8月・10月・11月）。 C 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクについて、		
--	--	------------------------	---------------------------------------	--	--	--

			現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約事務フロー点検表」として取りまとめ、本局及び各機関の契約担当部門に周知した（令和6年3月）。 D 再生巻取用紙の一般競争入札に関して、入札参加業者による談合の疑いが生じたことを踏まえ、速やかに各機関の契約事務担当者に対し、「入札談合情報があった場合の対応について」説明会を実施した（4月）。また、公正取引委員会から講師を招聘して、「入札談合等関与行為防止法等研修」を実施した（11月）。 ロ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応 （イ）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、「令和5年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定しホームページで公表した（6月）。新規中小企業者については、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に取り組んだ。 ・ 契約金額：7,317百万円（注） （注）令和4年度実績算出基準に基づき算出 （ロ）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく対応 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、「令和5年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホームページで公表する（4月）とともに、障害者就労施設等から物品等の調達に取り組んだ。 ・ 契約件数：38件（うち一般競争入札1件） ・ 契約金額：10百万円（うち一般競争入札3百万円） （ハ）母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づき、母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組んだ。		
--	--	--	---	--	--

○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）

	③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成27年12月16日付官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。	③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術をはじめとする秘密情報の漏えい防止に配意しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。	○民間への業務委託の検討	・ 契約件数：2 件 ・ 契約金額：12 千円 ③ 民間への業務委託の検討 偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、既に民間への業務委託を実施している案件について、改めて取扱情報の確認、秘密情報の取扱いに関する委託業者への点検・確認を行う（4 月・6 月・7 月）など、適正な業務委託を実施した。		
--	---	---	---------------------	---	--	--

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記広告宣伝費及び運送費を除く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下	6,389 百万円	6,722 百万円	6,676 百万円				令和3年度までの指標
	販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下			5,859 百万円	5,858 百万円	5,971 百万円		令和4年度からの指標
	経常収支率	100%以上	109%	108%	108%	105%	104%		事業計画は102%以上
	独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務	Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			＜評定と根拠＞評定：B 業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。 販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費、情報システム関連経費及び研究開発費を除く。）は効率的な執行に努めたが、令和4年度実績額を上回った。これは、ベースア	評定	B ＜評価の視点＞ 事業別の収支や営業収支率を的確に把握し、コスト削減を進めることにより、採算性が確保されたか。 法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。 ＜評価に至った理由＞ 予算、収支計画及び資金計画について、業務の確実な実施や効率化、健全な財務基盤の維持・改善を実現するための、適切なものが策定されている。また、採算性の確保については、月次の原価計算や原価差異に関する分析を通して費用の削減が図られたほか、予算の執行管

	の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。 1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 ① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を 100%以上とする。	1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 ① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。令和 5 年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。（表については、省略） 原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。 行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化	○原価管理の徹底等によるコスト削減 ○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理 ① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 イ 予算、収支計画及び資金計画の策定 業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。また、令和 5 年度の事業活動の結果、営業利益は、3,171 百万円となった。 なお、予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。 ロ 原価管理の徹底等 原価管理については、原価管理システムを用いて、月次の原価計算を遅滞なく確実に実施することで、原価情報を迅速かつ正確に把握した。また、原価差異発生状況及び発生要因を分析し、各工場への原価情報の提供によりコスト意識を浸透させつつ、効率的な製造等に取り組み、費用の削減に努めた。 さらに、コスト意識の更なる向上を図るため、中央技術系研修において、若年層に対し原価に関する講義（6 月・10 月）、また、関係職員に対する原価及び損益情報に関する教育研修（6 月～8 月）を行い原価管理に関する知識の付与を実施した。 ハ 予算の執行管理の徹底 中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向けて、計画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲内での執行に努めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。また、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の状況を逐一把握し、適切な進捗管理を行った。	ップ及び賞与の支給月数の引上げに伴う職員給与等の増加（91 百万円）や、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されたことに伴う外国出張や国内出張に係る費用の増加（29 百万円）などによるものである。これらの要因を除いた場合の販売費及び一般管理費は 5,851 百万円となり、令和 4 年度実績額を 7 百万円下回る。 なお、採算性の確保を示す経常収支率については、修繕費等の経費の見直しにより、年度目標の 100%以上及び事業計画における見込み 102%に対して 104%と上回っており、指標を達成している。 以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、販売費及び一般管理費が人件費や外国出張等に係る費用の増加等により、令和 4 年度実績額を上回ったが、これらの要因を除いた場合は、令和 4 年度実績額を下回る。 また、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	理が適時に行われたことにより、事業別収支及び営業収支率が的確に把握されている。なお、販売費及び一般管理費（研究開発費、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く。）は、ベースアップに伴う役職員給与の増加等により前年度実績額を 113 百万円上回っているものの、こうした要因を除いた場合、7 百万円下回ることから、一定の抑制が図られている。経常収支率は、104%と目標を達成している。 なお、法令に基づく財務内容に係る情報開示が適時・適切に実施されている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	---	---	--	---	--

	を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に行います。 なお、「経常収支率」は、102%を見込みます。 また、「販売費及び一般管理費」について、効率的な使用に取り組みます。さらに、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう着実に取り組みます。 （注）研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。	○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告宣伝費、②運送費、③情報システム関連経費、④①、②及び③を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う） ●販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記④について、前年度以下に抑制 ●経常収支率（100%以上）	ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費 原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業 102%、官報等事業 123%となった。 また、販売費及び一般管理費（研究開発費、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く。）について、四半期ごとにその状況を把握するとともに、各室・部と必要性の精査及び調整を徹底するなど効率的な執行に努めたが、5,971 百万円となり、令和4年度実績額（5,858 百万円）を 113 百万円上回った。 その主な要因は、（イ）人件費について、ベースアップ及び賞与の支給月数の引上げに伴い職員給与等が増加（91 百万円）したことや、（ロ）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、外国出張や国内出張に係る費用が増加（29 百万円）したこと等によるものである。 なお、これらの要因を除いた場合の販売費及び一般管理費は 5,851 百万円となり、令和4年度実績額を 7 百万円下回る。 経常収支率については、経常収入 74,861 百万円に対し、経常支出 71,993 百万円となり、104%となった。		
② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。	② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。	●独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）	② 財務内容の情報開示 令和4年度の財務諸表について、財務大臣の承認（6月）後、遅滞なく、ホームページにおいて公表（6月）するとともに、独立行政法人通則法第 38 条第 3 項の規定に基づき、官報に公告した（7月）。		

4. その他参考情報
令和5年度の当期純利益は 2,806 百万円であり、事業計画における予算に対して 1,333 百万円増加した。その主な要因は、旅券冊子の受注数量増加による売上高の増加、消耗品購入や技術調査にかかる研究開発費の減等によるものである。 なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
IV	短期借入金の限度額			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		IV. 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、180 億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の約 3 か月分を見込んでいます。		該当はなかった。	＜評定と根拠＞評定：－ ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	－

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 豊島敷地及び豊島宿舎（地番：東京都北区豊島四丁目2番24、2番32）について、売却により処分するとともに、国庫納付に向けて取り組みます。		豊島敷地及び豊島宿舎については、売却に係る一般競争入札を実施した結果、落札者を決定した（令和6年2月）。 その後、落札者と不動産売買契約を締結し、売買代金の完納を受けて登記申請手続きを行い、所有権の移転を完了した（令和6年3月）。	＜評定と根拠＞評定：B 豊島敷地及び豊島宿舎について、売却による処分を行うなど、譲渡収入の国庫納付に向けた手続を確実に進めている。 以上のことから、「不要財産の処分」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	B ＜評価の視点＞ 不要財産の適切な処分を行っているか。 ＜評価に至った理由＞ 豊島敷地及び豊島宿舎について、売却に係る一般競争入札による落札者の決定、売買契約締結、所有権移転登記完了等が遅滞なく進められている。また、進捗状況を通貨当局に適宜報告し、売却収入の国庫納付に向けた準備も進められており、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。

4. その他参考情報
特になし。

様式 3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ <課題と対応> 特になし。	評定	－

4. その他参考情報	
特になし。	

１．当事務及び事業に関する基本情報			
VII－１－（１）	内部統制に係る取組		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	V. その他業務運営に関する重要事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 平成 27 年 4 月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。 国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメ	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造し、職員は高い倫理意識を求められている国家公務員であることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法をはじめとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、理事長のトップマネジメントの下、内部			＜評定と根拠＞評定：B 内部統制に係る取組については、業務方法書に定める内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。 また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては、不断の見直しを行うとともに、関係部門間の情報共有、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた継続的な取組を実施している。 内部監査については、毎年度監査事項を選定し、計画どおり監査を実施することにより、組織	評定	B ＜評価の視点＞ 内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。 ＜評価に至った理由＞ 理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、業務実績や事業計画等の内部統制に係る重要事項について審議されたほか、理事が各機関へ赴き、現場幹部職員との意見交換の場を通じて報告・相談等の徹底に係る取組や課題を確認するなど、内部統制の推進に関する事項等が適正に実施されている。また、全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、その結果等を反映した実施計画を策定すること等により、組織全体で垂直的統制や相互けん制を機能させている。 内部監査についても、監査計画に基づき適切に実施されている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計

	ントの下、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。 (1) 内部統制に係る取組 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組む。	統制の充実・強化に取り組みます。 (1) 内部統制に係る取組 内部統制については、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組めます。	○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施 ○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し	(1) 内部統制に係る取組 イ 内部統制の推進 業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不断の見直しを行うなど、PDCA サイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。 具体的な取組は、次のとおりである。 ・ 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、令和 4 年度業務実績に関する自己評価（6 月）、令和 6 年度事業計画（令和 6 年 2 月）や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議した。 ・ 理事長及び理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、各機関の内部統制上の課題及びその取組状況等を確認した（4 月～令和 6 年 2 月）。 ロ 報告・相談等の徹底に向けた取組 業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について、「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針」（平成 30 年 6 月）等に基づき、理事会、内部統制推進委員会、運営会議等の会議の場において、理事長、理事、本局各室・部長及び機関長と認識統一を図りつつ、継続的な PDCA サイクルによる職員の意識啓発に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 理事が、自ら各機関に出向き、各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した（5 月～令和 6 年 3 月）。 ・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関において、報告・相談等の重要性等について意識啓発を行った（6 月～9 月）。 ・ 全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、上司と部下のコミュニケーションの状況や報告・相談等に対する意識の浸透度等について調査を行った（10 月）。 ・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対する認識にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継続的に実施していくため、令和 6 年度における実施計画を策定した（令和 6 年 3 月）。	内におけるモニタリング機能を的確に果たしている。 以上のことから、「内部統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	---	--	---	--	---	--

				ハ 内部監査の実施 国立印刷局の経営諸活動の全般にわたる管理及び運営の状況について、内部統制機能の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合规性の視点から、監査事項を選定し、内部監査を実施した。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－1－（2）	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(2) コンプライアンスの確保 コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を通じて、コンプライアンスに対する継続的な意識付けの徹底を図ります。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図り	○コンプライアンス確保に向けた確実な取組 ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応	(2) コンプライアンスの確保 ① コンプライアンスの確保に向けた取組 イ コンプライアンスの確保に向けた取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 (イ) 意識啓発活動の実施 ・ コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象として実施した「コンプライアンスに関する職員意識調査」の令和4年度調査結果等について、各機関を巡回し、管理監督者を対象とした説明会を実施した(6月)。 ・ コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講演会及び国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した(7月)。 ・ リスク・コンプライアンス統括責任者(担当理事)と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した(研究所:10月)。 (ロ) 研修の実施 コンプライアンスに関する研修について、対象となる職員全員	<評定と根拠>評定:B コンプライアンスの確保に向けた取組については、意識調査及び座談会を実施し、職員への意識付けを行うなど、計画の着実な実施に取り組んでいる。 法人文書管理に関するコンプライアンス確保のため、文書管理システムによる法人文書管理に関する意識の啓発、法人文書監査の実施等、法人文書管理の再徹底に関する取組を確実に実施している。 職員の非違行為の発生	評定	B <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。 <評価に至った理由> コンプライアンスの確保に向けた取組については、リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、「コンプライアンスに関する職員意識調査」等による意識啓発活動の実施や、階層別の研修を実施すること等により、職員のコンプライアンス意識の向上が図られている。 法人文書管理の再徹底に向けた取組については、文書管理システムの導入や文書管理に関する各研修が実施され、その結果、文書監査においても管理状況が適正であることが確認できている。 サービス観察の取組については、サービス観察の基本方針及びサービス観察計画が策定されるとともに、監察官等打合せ会により知識の共有が

		ます。これらを通じて、業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。また、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、法人文書管理の再徹底に引き続き取り組みます。		に対して実施した。 ・ リスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官・工場の課長等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師によるオンライン研修を実施した（５月）。 ・ 各階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、作業長研修、副係長研修、監督者育成研修Ⅰ、監督者研修、管理者研修 ６研修計11回実施）。 ・ コンプライアンス、公務員倫理等に関する知識を付与し、継続的に公務員としての意識の醸成に努めることを目的に「コンプライアンス意識向上研修」を実施した（７月～12月）。 （ハ）その他の活動の実施 ・ コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等を作成・配布し、各機関において活用を図った。 ・ 「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し（10月）、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等に関する調査結果を集計・分析し、令和６年度以降の取組に反映するため、関係部門と当該分析結果を共有し、改善すべき事項を整理した。 ・ コンプライアンスに関する職員の相談窓口及び内部公益通報受付窓口として設置している「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、連絡先等を、各機関を巡回し、管理監督者を対象として説明するとともに、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載（毎月）等を通じて、職員への周知徹底を図った。 ・ 令和３年度に作成したコンプライアンスの基本方針、コンプライアンス・ホットラインの連絡先等を記載した三角スタンドについて、継続して設置した。 ロ 法人文書管理の再徹底に向けた取組 法人文書管理の重要性について、その再徹底に取り組んだ。具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 文書管理システムを導入し（５月）、法人文書の起案、決裁、発信、保存等の業務を一元的に管理した。 ・ 新任の管理監督者に対して、制度、対応方法等の法人文書に関する研修を実施した（６月）。また、本局及び各機関の文書管理部門の職員に対して、文書実務の基本的事項についての実務研修を行った（９月）。さらに、機関長を含む管理監督者及び文書を取り扱う全職員を対象に研修を実施した（11月～令和６年２月）。 ・ 文書点検整理週間（10月～12月）における法人文書の廃棄に当	防止や良好な職場環境の確保等を図るため、職員との個別面談や管理者を対象とした定期監察等の取組を実施した結果、職員の意識啓発が図られている。 以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「Ｂ」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	行われているほか、首席監察官等と職員との個別面談や定期監察が実施されている。その結果、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「Ｂ」評価とする。
--	--	--	--	--	---	---

			たっては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の複数人が廃棄すべき文書を確認して廃棄した。 ・ 本局及び各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文書の管理状況が適正であることを確認した（令和6年1月～2月）。 ハ サービス監察の取組 ・ 令和5年度のサービス監察の基本方針及びサービス監察計画を策定するとともに、各機関の監察官等の間で、サービス監察業務等の知識を共有することにより業務を円滑に遂行するため、監察官等打合せ会を開催した（4月・10月）。 ・ 令和5年度サービス監察計画に基づき、首席監察官等が各機関を巡回し、管理者（定期監察対象者等）を対象にサービス監察体制、職員との個別面談及び定期監察の内容等について説明を行った（4月～5月）。 また、巡回説明に併せて、非違行為の発生防止に関する取組として、管理者を対象に令和4年度における職員との個別面談の結果とパワーハラスメントについて首席監察官による講話を行った（4月～5月）。 ・ 職場の状況や職員のサービス規律の遵守状況を把握し、職員が日頃から留意すべき事項の再認識を図ることを目的に、令和3年度及び令和4年度の面談未実施者（主に55歳以上の職員）を対象として、1,386名の職員との個別面談を実施した（5月～令和6年1月）。 ・ 部下職員のサービス管理及び問題点の把握状況並びに部下職員に対する指導状況を確認することを目的に、定期監察（予防監察）として、人事異動時のサービス管理に関する引継ぎ状況の確認（5月～6月）及び管理者（148名）を対象とした面談を実施した（11月～12月）。 なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は発生しなかった。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報				
VII－１－（３）	リスクマネジメントの強化			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	リスクマップ等の策定及び見直し	有	有	有	有	有	有		
	防災訓練計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	防災訓練の確実な実施	100％	100％	100％	100％	100％	100％		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。	(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。 リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。	●リスクマップ等の策定及び見直し ○リスクマネジメントの強化の取組	(3) リスクマネジメントの強化 ① リスク管理の取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 潜在するリスクについて、部門ごとに業務フロー等を基にして把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は発生時の被害低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、リスクマネジメント実行計画を策定し、国立印刷局全体で管理した。 ・ リスクマネジメント実行計画について、その取組状況を四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会で報告する（7月・10月・令和6年1月・令和6年2月）とともに、必要に応じて見直しを図り、令和6年度のリスク管理・コンプライアンス推進実施計画に反映した（令和6年2月）。 ・ リスク事案発生時には、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情報共有を行うなど、確実に対応した。	＜評定と根拠＞評定：B 業務フロー等を基に潜在リスクの把握及び評価を行い、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は被害低減のための実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。 リスク事案発生時には、迅速に状況を把握及び報告するとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有等、確実に対応している。 防災週間及び秋春火災予防運動において、各種防	評定	B
						＜評価の視点＞ リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。 ＜評価に至った理由＞ リスク管理の取組については、リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、潜在するリスクを把握・評価のうえ、リスクマネジメント実行計画が策定されている。また、計画に関する取組状況に関するフォローアップが行われており、リスク管理の徹底が図られている。 防災管理の取組及び事業継続マネジメントの運用状況については、各機関において防災訓練計画が策定されており、多数の職員が参加する各種防災訓練が実施されている。また、事業継続計画等に基づき、	

	② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。	② 地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。 また、国立印刷局事業継続計画(BCP)について、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図ります。	●防災訓練計画の策定の有無 ●防災訓練の確実な実施(対計画100%) ○BCMの適切な運用	② 防災管理の取組及び事業継続マネジメントの運用状況 イ 防災訓練の実施状況 - 防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、モバイル機器を活用した報告訓練等の各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に実施した(8月～9月)。 - 入替えにより役割を終えた災害用備蓄食品(3,990食分)について、食品ロス削減、生活困窮者支援等の観点から、工場が所在する都県のフードバンク団体等へ提供した(10月：王子工場。11月：岡山工場、令和6年1月：王子工場、小田原工場)。 - 各機関において、秋春火災予防運動の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練等の各種訓練を行うとともに、火災予防教育を実施した(11月・令和6年3月)。 ロ 事業継続マネジメントの運用状況 国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメントの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画(地震等対応及び新型インフルエンザ等対応)等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 - 新たに任命された管理監督者に対して国立印刷局の事業継続の概要について教育研修を行った(6月～7月)。 - 本局において、国立印刷局事業継続計画等で定めている本部会議メンバー及びBCP実行に直接関係する対策本部各班の役割、対応手順等の確認訓練を実施した(9月)。 - 各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の確認・報告に係る事業継続に係る訓練を実施した(9月)。 - 本局及び東京工場において、内閣府と連携した緊急官報製造訓練を実施した(9月・令和6年2月)。 - 本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための参集訓練を実施した(10月)。 - 管理監督者と一般職員の役割に応じて国立印刷局事業継続計画に関する職員教育を実施した(9月)。 - 教育・訓練等の実施結果を踏まえ、国立印刷局事業継続計画の点検及び必要な見直しを行った(令和6年3月)。	火防災訓練(延べ258件)を実施し、多数の職員が参加(延べ16,001人)することで、職員の防災意識の高揚に取り組んでいる。 事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、国立印刷局事業継続計画(地震等対応及び新型インフルエンザ等対応)の点検及び必要な見直しを行うなど事業継続マネジメントの適切な運用を図っている。 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるまでの間において、業務が滞ることがないよう感染防止策を確実に実施し、5類感染症への変更に伴い通常の勤務体制にする等の対応を行うとともに、感染症対策本部廃止後も、Withコロナの体制として、適切な感染防止策を行っている。 また、国立印刷局事業継続計画(新型インフルエンザ等対応)の点検及び必要な見直しを行い、再度感染症が発生した際の基本的な対応を整理し、国立印刷局の使命として実施しなければならない事務・事業の確実な遂行に備えている。 以上のことから、「リスクマネジメントの強化」に	管理監督者に対する事業継続に関する研修や内閣府と連携した緊急官報製造訓練等が実施されるなどにより、事業継続に関する教育・訓練が行われている。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、感染症法上の位置づけが5類に変更されるまでの間は引き続き感染防止対策が徹底されており、5類変更後もWithコロナ体制として適切な感染防止策が行われている。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
	③ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による業務への影響を最小限にするために講じている感染防	③ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を	○感染防止策の確実な実施	③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応 理事長を本部長とする「感染症対策本部」を1回開催し、状況に応じた見直しを行った。 具体的な対応については、次のとおりである。 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に		

	止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行う。	徹底し、状況に応じた見直しを適切に行います。		変更された5月8日までの間は感染防止策を徹底した。 - 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止策における在宅勤務の対応について、全機関で取り止め、通常の勤務体制とした（5月）。 - 感染症対策本部（令和2年4月6日設置）を廃止した（5月）。 - 工場見学及び博物館における、マスクの着用及び感染症対策の実施について、国立印刷局における感染予防措置等の取扱いに準じて対応を図ることに見直した（5月）。 - 会議・打合せ等に係る取扱いとして、5月8日以降の各会議については、規則その他の内部規程の定めるところにより運営するよう見直した（5月）。 - 国立印刷局事業継続計画（新型インフルエンザ等対応）の点検及び必要な見直しを行った（令和6年3月）。	については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	-------------------------	------------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－1－（4）	個人情報の確実な保護等への取組		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	（4）個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、確実に対応する。	（4）個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことにより、個人情報の漏えいを防止します。また、保有個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。	○個人情報保護及び情報公開への確実な取組 ●個人情報漏えいの発生件数（0件）	（4）個人情報の確実な保護等への取組 イ 研修等の確実な実施 ・ 保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者及び実務担当者を対象として、リモート等による研修を実施した（6月）。 ・ 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機関において、関連規程に基づく自主点検を実施した（9月～11月）。 なお、個人情報の漏えいはなかった（令和4年度：0件）。 ロ 開示請求等への確実な対応 ・ 18件の情報公開請求（令和4年度：34件）について、情報公開に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。また、保有個人情報に関する開示請求はなかった（令和4年度：0件）。 ・ 個人情報の保護に関する法律第5章第5節の規定に基づき、ホームページを通じて、匿名加工情報に関する提案の募集を行った（8月）。	＜評定と根拠＞評定：B 個人情報の保護等に関する研修を行うとともに、自主点検を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。 以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定 B ＜評価の視点＞ 個人情報保護及び情報公開について、法令等に基づき確実に対応したか。 ＜評価に至った理由＞ 各機関の管理者及び実務担当者に対する個人情報の保護等に関する研修や各機関における関連規定に基づく自主点検を実施した結果、個人情報の漏えいは発生していない。 また、情報公開請求に対しては、関連規定に基づく適切な対応がなされている。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	

4. その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
VII－１－（５）	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報セキュリティ計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	０件	０件	０件	０件	０件	０件		
	情報セキュリティ教育の実施	100％	100％	100％	100％	100％	100％		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	（５）情報セキュリティの確保 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。	（５）情報セキュリティの確保 情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。 具体的には、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規	●情報セキュリティ計画の策定の有無 ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営	（５）情報セキュリティの確保 イ 情報セキュリティの確保 情報セキュリティの確保に関する規程等の確実な運用を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定（令和５年３月）し、当該計画に沿って、不正アクセスの防止等情報セキュリティの確保に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ デジタル統括アドバイザーを交えた CSIRT（注）定例会を毎月１回開催し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報を共有した。 (注) CSIRT 情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際又はその可能性を認知した際に、被害拡大防止や早期復旧等を行うための体制 ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」	＜評定と根拠＞評定：B 情報セキュリティを確保するため、CSIRT 定例会の開催や、内閣サイバーセキュリティセンターからの情報に基づいた不審なメールアドレス及び URL の遮断の実施等、情報セキュリティ対策を着実に実施している。 情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識、知識の向	評定	B ＜評価の視点＞ 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。 ＜評価に至った理由＞ 情報セキュリティの確保については、情報セキュリティ対策推進計画を策定のうえ、毎月 CSIRT 定例会を開催し、セキュリティ対策の状況や新技術の動向等についての情報共有が行われているほか、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の一部改訂を踏まえた内部規定の改正が実施されるなど、適切な対策が行われている。 情報セキュリティ教育の実施については、計画に基づき、訓練や自己点検が実施されるなど、職員の情報セキュリティに関する意

		則等の確実な運用及び情報セキュリティ対策推進計画の策定を行います。 当該計画に基づき、外部から取得した情報は厳重に取り扱うとともに、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査等に取り組みます。 また、情報セキュリティ対策推進計画に沿った教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。 これらの取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。	●情報セキュリティ教育の実施（対計画 100%） ●情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0 件） ○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応 ※「重大事象」とは、情報シス	の一部改定（7 月）を踏まえ、関連する内部規程の改正を実施した（9 月～令和 6 年 3 月） - 内閣サイバーセキュリティセンターから得られた不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及び URL の遮断を適時実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェアに対して適時更新プログラムを適用し、国立印刷局ネットワークシステムにおける情報セキュリティの確保を図った。 以上の取組の結果、外部からの不正アクセスを防止し、情報セキュリティの確保を図った。 ロ 情報セキュリティ教育の実施 情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、当該計画に沿って、教育・訓練を実施した。 具体的な取組については、次のとおりである。 - 新規採用職員を対象とした、情報セキュリティに関する基本事項及び SNS 利用時の留意事項等に関する教育（4 月） - 情報システム管理担当者等を対象とした、リスクアセスメント研修（6 月） - インターネットメール利用者を対象とした、標的型攻撃メール対応訓練（9 月） - 情報システム管理者、利用管理者及び管理担当者を対象とした、情報セキュリティ確保のための自己点検（10 月～12 月） - 全役職員を対象とした、デジタル統括アドバイザーによる情報セキュリティ講話（10 月～12 月） - CSIRT 職員を対象とした、情報セキュリティインシデント対応訓練（12 月～令和 6 年 1 月） - 国立印刷局全体の情報セキュリティ意識の更なる向上を図ることを目的として全役職員に配布している、国立印刷局情報セキュリティハンドブックの改訂（令和 6 年 2 月） ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生時の的確な対応 重大事象の発生防止を図るため、監査、点検、リスクマネジメント等、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 - 情報システム監査細則に基づき、特許管理システムの監査を実施した（6 月）。 - 情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認した（7 月～8 月）。 - 情報システムのリスク分析・評価を実施し（7 月）、それぞれのリスク対策内容を確認した上で、必要に応じて再評価を行い、新た	上に取り組んでいる。 重大事象の発生防止を図るため、情報システムに対するリスク分析・評価を実施するとともに、情報システム監査細則に基づき監査を実施している。 また、標的型攻撃メール訓練の実施等、情報セキュリティの更なる強化に向けた取組を推進している。 以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	識・知識の向上が図られている。 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止については、内部規則に基づく監査や情報システムに対するリスク分析・評価が実施されているほか、専門業者によるぜい弱性検査が実施されている。これらの結果、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	--	---	--	--	---	---

			テムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。	なリスク対策の要否を検討する等、リスクマネジメントに取り組んだ（9月～令和6年2月）。 - 機械制御用パソコンに対する不正プログラムの検査を実施した（4月～令和6年3月）。 - インターネットに接続する国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対して、外部の専門業者によるぜい弱性検査を実施し（8月）、発見されたぜい弱性に対して適切に対応した（9月～令和6年3月）。 以上の監査、点検、訓練等を実施し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策に取り組んだ。その結果、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は生じなかった。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

様式 3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VII－1－（6）	警備体制の維持・強化								
当該項目の重要度、困難度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー		－			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価			
	（6）警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。	（6）警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。	○警備に関する計画の着実な実施及び見直し ○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応	（6）警備体制の維持・強化 警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、王子工場の警備装置について、高画質かつ監視機能の高いデジタル式録画装置への更新を実施した（令和6年2月）。 外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るため、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練（机上訓練・実技訓練）等の防犯訓練を実施した。また、警備職員と外部委託警備員との連携訓練や所轄警察署との合同訓練等を実施した。 ・ 外部委託警備員等との連携訓練 （6月：小田原工場、岡山工場 10月：静岡工場、12月：王子工場、令和6年1月：東京工場、令和6年3月：彦根工場） ・ 所轄警察署との合同訓練等 （10月：王子工場（合同訓練）、12月：静岡工場（非常通報訓練）、令和6年2月：東京工場及び小田原工場（合同訓練）、彦根工場（県警本部との意見交換及び通信指令室の見学）、岡山工場（防犯講話及び意見交換））		＜評定と根拠＞評定：B 警備装置の更新については計画的に実施している。 防犯対応マニュアルを活用し、構内への不法侵入などを想定したシミュレーション訓練等の実施や警備職員と外部委託警備員との連携を強化することにより、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。 また、所轄警察署との合同防犯訓練等を実施し、警察との連携強化を図っている。 以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組に	評定	B	＜評価の視点＞ 警備に関する計画を着実に実施し、警備体制の維持・強化が図られたか。 ＜評価に至った理由＞ 警備に関する計画に基づく警備装置の更新が行われているほか、防犯訓練計画に基づく防犯訓練が実施されている。また、外部委託警備員との連携訓練や所轄警察署との合同訓練等も実施されており、これらの取組により警備体制の維持・強化が図られていると認められる。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。

					ついて事業計画における 所期の目標を達成してい ると認められることを踏 まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－2	人事管理		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	人事管理運営方針の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	研修計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	研修計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	2. 人事管理 組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。 また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律 第 64 号)に基づき策定した一般事業主行動計画に	2. 人事管理 人事管理運営方針に基づき、限られた人的資源で業務運営の機能や効果を最大限発揮させるよう、質の高い人材の確保やその育成に取り組めます。 具体的には、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう、採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組みま	●人事管理運営方針の策定の有無 ○計画的かつ着実な人材確保、人材育成	2. 人事管理 (1) 人事管理運営方針の策定等 限られた人的資源で、業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として策定した国立印刷局人事管理運営方針（以下「人事管理運営方針」という。）に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。 イ 人材の確保 多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。 ・ 採用選考活動時期については、政府及び一般社団法人日本経済団体連合会による就職・採用活動に関する要請事項を踏まえ、令和 5 年 3 月から採用に係る広報活動を実施するとともに、6 月から選考試験を実施した。 ・ ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用により広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。 ・ 令和 6 年度期首に向けた求人活動として、業務説明会については昨年度と同様にWeb説明会及び対面説明会を実施した（令和 5 年 3 月～4 月）。また、高専生を対象とした工場見学を実施した	<評定と根拠>評定：B 人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の要請に沿った採用選考活動を行っている。 また、民間企業が主催する企業紹介イベントへの参加や大学が主催するWeb 企業説明会へも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局を PR する機会の拡大を図り、広く求人活動を実施している。 「働き方改革」等の趣	評定	B <評価の視点> 計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。 計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。 <評価に至った理由> 人事管理運営方針を策定のうえ、方針に基づき、令和 6 年度採用に向けては求人活動として業務説明会や工場見学が、令和 7 年度採用に向けてはインターンシップが実施されたほか、若年層への情報発信を行うため、SNS による採用情報の紹介を行う等、多様で有為な人材を確保するための取組がなされている。 既存の職員に対する取組としては、上司との面談が全職員に対して実施されたうえで、適材適所の人事配置が図られている。 また、時差出勤やテレワーク、男性の育児休

	沿って、女性職員の活躍を推進する。 さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。	す。 また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。 さらに、職員の人材育成を図るため、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上に資する研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。	（４月）。 - 採用面接については、受験者の移動時間の削減及び交通費の負担軽減を図る観点から、一次面接をWebで実施した。 - デジタル人材の確保に向けて、国家公務員試験のデジタル区分（総合職）及びデジタル・電気・電子区分（一般職）の合格者に個別に連絡を取り、国立印刷局の業務案内を行い、応募を促した（１名採用）。 - 令和 7 年度期首に向けた求人活動については、令和 6 年度卒業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学や民間企業等の情報収集に努めるとともに、有為な人材の確保を図るため、大学主催の企業説明会に参加したほか、インターンシップ（学生に向けた情報提供、キャリア形成支援）を実施した（11 月～令和 6 年 1 月）。 - 民間企業主催の企業紹介イベントについては、大学卒を対象として、10 月及び令和 6 年 2 月にWeb合同説明会に参加した。また、12 月に高専卒を対象としたWeb業務説明会に参加した。 - 若年層の多くが利用している SNS を通して幅広く情報発信を行うため、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局エックス（旧ツイッター）において、国立印刷局の採用情報について紹介した。また、説明会のアーカイブ動画及びリニューアルした採用パンフレットをホームページから閲覧できるようにした。 ロ 適材適所の人事配置 勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、令和 6 年度期首において適材適所の人事配置を行った。また、役職定年者についても効果的に配置し、組織活力の維持に努めた。 ハ 障害者雇用に向けた取組 障害者の雇用を促進するため、特別支援学校に対し求人活動を行った（7 月）。 また、監督者を対象に、障害者の適切な受入れ及び対応方法を習得するための「聴覚障害の基礎知識」に関する研修を実施した（6 月、7 月）。 （障害者雇用率3.31％（令和 5 年 6 月 1 日現在）、参考：法定雇用率2.6％） ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組 - 政府が進めている「働き方改革」及び「ワークライフバランス」を推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、多様	旨を踏まえ、職務能率の一層の向上に資するため、長時間労働の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。 子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵抗なく制度を利用できるよう職場風土の醸成に努めている。 研修計画については、計画に定めた全ての研修を確実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。 業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。 以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。	業取得の推進等の取組が引き続き実施され、「働き方改革」及び「ワークライフバランス」の推進が図られている。 加えて、令和 6 年の新規採用者に占める女性の割合は約 46％と、一般事業主行動計画において設定した目標である 35％を上回っているほか、既存の女性職員に対する各研修が実施されるなど、女性職員の活躍に向けた取組が進められている。 さらに、デジタル化の推進にも資する研修計画を策定のうえ、必要な知識及び技術を付与するための階層別研修が実施され、職員の業務意欲・能力及び技術の伝承が図られている。 なお、優れた創意工夫が認められ、「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」が授与されていることは、特に評価できる。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	--	--	---	---	--

			で柔軟な働き方が可能となるよう本局において、始業時間の選択肢を増やす時差出勤、テレワークの取組を継続した。 ・ 長時間労働の是正に向けた本局における取組として、一斉定時退場日を設定（水曜日）するとともに、毎日、勤務終了時刻10分前に定時退場を呼びかける放送を行った。また、一斉定時退場の取組の更なる推進を図るため、定時退場日に管理者に毎週メール送信するとともに、係・チーム員全員が定時退場する原則月1回の完全定時退場日を設けその実施状況の確認を行うなど、部下職員が退場しやすい環境作りに向けて取り組んだ。 ・ 年5日の年次有給休暇の確実な取得に資するため、四半期ごとに取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフィードバックすることにより年休の取得促進を図った。 ・ 子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進しており、58名（96.7％）が取得した。平均取得日数は62.1日であった。	＜課題と対応＞ 特になし。	
		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施 ●研修計画の策定の有無 ○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向け	ホ 女性職員の活躍に向けた取組 国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）において設定した目標（採用者に占める女性の割合35％以上）の達成に向けて採用活動を進め、令和6年4月1日付け新規採用者84名（専門職採用を除く。）に占める女性の割合は、約46％（39名）となった。 また、令和6年4月1日現在における管理的地位（注）の女性職員の割合は、3.8％となった。 その他、女性の活躍推進のため、上司に求められる役割について再認識を促す「女性活躍推進研修」（6月）、女性職員のキャリア形成に関する知識を付与し今後のステップアップに向けた動機付けを図る「女性職員キャリアサポート研修」を実施した（9月）。 また、製造部門の女性作業長に対し、リーダーの立場や役割を再認識させ、リーダーに必要な能力・スキルを習得させるための「女性リーダーネクスト研修」を実施した（9月）。 （注）管理的地位 第5次男女共同参画基本計画における成果目標に掲げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職（国立印刷局の工場における部長相当職以上） （2）研修計画の策定等 「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画（以下「研修計画」という。）を策定（令和5年3月）し、当該計画に基づき、各機関が連携して、各研修の計画的かつ効果的な実施に取り組んだ。		

			た取組 ●研修計画の確実な実施（対計画100%）	また、デジタル化を推進するため、求められる知識・スキルを目指すレベルに応じて体系的に整理し、受講対象となる研修を新たに取りまとめ、中央研修において実施に取り組んだ。 - 必要な知識及び技術を付与するための階層別研修については、新規採用職員等研修を含め、オンライン方式を含め22件実施した。 - 技能人材に求められる知識及び技術を付与するための技術系研修については7件実施した。 - それぞれの職種に応じて求められる専門的な知識及び技術を付与するための職種別研修については、オンライン方式も含め26件実施した。 - 外部派遣研修については、高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内の大学に職員を派遣した。 以上の取組により、研修計画どおり79件の中央研修を実施した。 - 業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動について、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った（11月）。 - 優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞（注）が1名に授与された（4月）。 （注）科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VII－3	施設及び設備に関する計画			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		3. 施設及び設備に関する計画 令和5年度における施設及び設備に関する計画は、以下のとおりです。 投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。 また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。		3. 施設及び設備に関する計画 (1) 設備投資計画の着実な実施 設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。 イ 設備投資委員会における審議 設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証、設備投資の進捗状況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに、理事会に報告するなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。 ロ 設備投資計画の検証・見直し 設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会(14回開催)等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。 設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況を集約し、関係部門に対し情報提供を行った。 1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において報告した(5月、8月、12月、令和6年2月)。 ハ 設備投資計画に対する実績 設備投資額は、受入年度変更等により、12,620百万円となり、計画額	<評定と根拠>評定:B 設備投資の進捗状況を定期的 に検証するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。 半導体不足の影響により、納期を延長せざるを得なかったこと等により、設備投資計画に対し3,279百万円下回っている。 以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	評定	B <評価の視点> 投資目的等について厳格な審査を行ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、計画の見直しや次年度の計画を策定したか。 <評価に至った理由> 策定した設備投資計画の実行に際しては、設備投資委員会において費用対効果等の検証、進捗状況等の確認が実施され、必要に応じて計画の見直しが行われているなど、PDCAサイクルが適切に機能していると認められる。 なお、令和5年度の設備投資計画の実績は12,620百万円と計画額に比べ3,279百万円下回っているが、これは半導体不足の影響により機器更新の工期を見直さざるを得なかったもの等によるものであり、既存設備の保守や修繕等により対応しており、業務運営に支障は生じていない。

			15, 899 百万円に対して 3, 279 百万円下回った。 この要因としては、半導体不足の影響により、本局における日銀券生産管理システム機器の更新に際して機器構成の見直しに伴い工期を変更したこと等（818 百万円）や、岡山工場における紙料調製設備制御部外の更新に際して納期を延長せざるを得ない状況となったこと（489 百万円）等によるものである。 なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。 <table><tr><th>件名</th><th>機関</th><th>台数</th></tr><tr><td rowspan="2">諸証券製造設備</td><td>王子工場</td><td>一式</td></tr><tr><td>岡山工場</td><td>一式</td></tr><tr><td rowspan="2">銀行券凸版印刷機</td><td>小田原工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td>彦根工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td rowspan="4">日銀券品質管理システム</td><td>本局</td><td>一式</td></tr><tr><td>小田原工場</td><td>一式</td></tr><tr><td>静岡工場</td><td>一式</td></tr><tr><td>岡山工場</td><td>一式</td></tr><tr><td rowspan="4">銀行券検査仕上機</td><td>東京工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td>小田原工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td>静岡工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td>彦根工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td>銀行券印刷機</td><td>彦根工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td>貼付機</td><td>小田原工場</td><td>1 台</td></tr><tr><td>仕上棟改修</td><td>王子工場</td><td>一式</td></tr><tr><td>中央監視装置</td><td>小田原工場</td><td>一式</td></tr><tr><td>印刷局ネットワークシステム再構築</td><td>本局</td><td>一式</td></tr></table> （２）令和 6 年度設備投資計画の策定 令和 6 年度設備投資計画（中期を含む。）については、本局各室・部及び各機関からの資料の提出を受け（8 月）、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した（令和 6 年 2 月）。	件名	機関	台数	諸証券製造設備	王子工場	一式	岡山工場	一式	銀行券凸版印刷機	小田原工場	1 台	彦根工場	1 台	日銀券品質管理システム	本局	一式	小田原工場	一式	静岡工場	一式	岡山工場	一式	銀行券検査仕上機	東京工場	1 台	小田原工場	1 台	静岡工場	1 台	彦根工場	1 台	銀行券印刷機	彦根工場	1 台	貼付機	小田原工場	1 台	仕上棟改修	王子工場	一式	中央監視装置	小田原工場	一式	印刷局ネットワークシステム再構築	本局	一式		以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
件名	機関	台数																																																	
諸証券製造設備	王子工場	一式																																																	
	岡山工場	一式																																																	
銀行券凸版印刷機	小田原工場	1 台																																																	
	彦根工場	1 台																																																	
日銀券品質管理システム	本局	一式																																																	
	小田原工場	一式																																																	
	静岡工場	一式																																																	
	岡山工場	一式																																																	
銀行券検査仕上機	東京工場	1 台																																																	
	小田原工場	1 台																																																	
	静岡工場	1 台																																																	
	彦根工場	1 台																																																	
銀行券印刷機	彦根工場	1 台																																																	
貼付機	小田原工場	1 台																																																	
仕上棟改修	王子工場	一式																																																	
中央監視装置	小田原工場	一式																																																	
印刷局ネットワークシステム再構築	本局	一式																																																	

4. その他参考情報
令和 5 年度の施設及び設備に関する計画については、諸証券製造設備、銀行券凸版印刷機など、当初の計画案件を着実に実施した。 なお、半導体不足の影響等不測の事態が生じたため、本局における日銀券生産管理システム機器更新や岡山工場における紙料調製設備制御部外更新の受入年度を変更したこと等により、計画に対して 3,279 百万円下回ったが、設備投資に当たって、計画段階や実施段階における精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務棟に係る未使用権利床の国庫納付			○					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	3. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎について、売却により処分するとともに、国庫納付に向けて取り組む。 ② 王子工場については、平成 29 年 7 月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進める。 ③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討も含めた不断の	4. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎について、売却により処分するとともに、国庫納付に向けて取り組みます。 ② 王子工場については、平成 29 年 7 月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。 ③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直し	○豊島敷地及び豊島宿舎の処分 ○王子工場再編に向けた着実な取組 ○その他の保有資産の不断の見直し	4. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎の処分に向けた着実な取組 豊島敷地及び豊島宿舎については、売却に係る一般競争入札を実施した結果、落札者を決定した（令和 6 年 2 月）。その後、落札者と不動産売買契約を締結し、売買代金の完納を受けて登記申請手続を行い、所有権の移転を完了（令和 6 年 3 月）するなど、処分の手続を確実に進めた。 ② 王子工場再編に向けた着実な取組 東京都北区と締結した協定書を踏まえ、北区との共存共栄を前提とした協議を定期的に実施するとともに、工場再編に向け、工場機能を集約するための新棟建築に向けた既存建物の解体工事を工事工程どおりに完了し（令和 6 年 3 月）、並行して新棟建設予定地の土壌汚染対策工事・地中障害物の撤去工事を開始した。工事等の実施と並行して、「東京都環境影響評価条例」に基づく環境影響調査等を継続的に実施するとともに、整備計画の精緻化に伴い、環境影響評価書の変更届を東京都環境局に提出した（7 月）。 ③ その他の保有資産の見直し ・ 赤羽宿舎竣工に伴い、令和 4 年 3 月に廃止した都内の 10 か所の宿舎については、今後の利活用に向けたスケジュールや必要な手続等について検討を行った。なお、定期的に異常の有無の点検を行うなど適切に管理を行った。	< 評価と根拠 > 評価：B 豊島敷地等については、手続を着実に進め、売却による処分を行っている。今後、譲渡収入の国庫納付に向けて取り組む。 王子工場再編に向けて、北区との協議を定期的に実施するとともに、工場機能の集約に向けた新棟建築を実施するための工事について、必要な進捗管理を行いつつ、適切に実施している。また、環境影響評価についても関係法令に則り、着実に進めている。 廃止した宿舎については、今後の利活用に向けて検討を進めているとともに、近隣住民からの問合せ	評価 B < 評価の視点 > 保有資産の見直しが計画的かつ確実に行われたか。 < 評価に至った理由 > 豊島敷地及び豊島宿舎については、売却に係る一般競争入札による落札者の決定、売買契約締結、所有権移転登記完了等が遅滞なく進められているほか、進捗状況を通貨当局に適宜報告し、売却収入の国庫納付に向けた準備も進められている。 また、王子工場の再編事業については、関係者等との調整が継続されている。 その他、廃止済みの都内 10 ヲ所の宿舎についての今後の利活用に向けた検討等の保有資産の見直し等の取組がなされている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	

	見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。	を行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。		平成 30 年度及び令和 2 年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原 855 番 2 外及び下川原 596）の残地については、譲渡に向けて小田原市その他の関係者と 11 回にわたり協議、調整を行った。	に迅速に対応している。また、定期的に点検を行い、適切な管理に努めている。 小田原工場集水路敷地の残地については、譲渡に向けて小田原市との協議を継続している。 以上のことから、「保有資産の見直し」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VII－5－（1）	労働安全の保持			
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	職場環境整備に資する計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%		
	重大な労働災害の発件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価			
	4. 職場環境の整備 （1）労働安全の保持 職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。	5. 職場環境の整備 職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。 （1）労働安全の保持 職場環境整備に資する計画に基づき、危険予知に関する教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、職員一人一人が「安全第一」という	●職場環境整備に資する計画の策定の有無 ●職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）	5. 職場環境の整備 （1）労働安全の保持 国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（令和5年3月）し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取り組んだことにより、計画に対する実施率は、100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 法令の遵守等の取組状況 労働安全衛生法などの法令改正状況について適宜確認し、法令の遵守に取り組んだ。この一環として、労働安全衛生規則等が改正され、令和6年度から化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任の義務付けがなされたことから、本局において、各機関の安全衛生担当専門官や化学物質取扱部門の課長等を対象に化学物質管理者研修を開催した（9月）。また、保護具着用管理責任者に対する必要な教育を実施し、運用開始に向け確実に対応した（令和6年2月・令和6年3月）。 ロ 安全衛生教育の実施状況 各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教育を実施（4月）するとともに、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第		<評定と根拠>評定：A 計画に基づき、法令遵守の取組や法令改正に伴う化学物質に関する安全衛生教育の実施などに確実に取り組むとともに、新たに労働災害の未然防止を図るための情報収集や情報発信に努めた。また、各種啓発活動やリスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。 静岡工場が第1種無災害記録証を授与されたほか、国立印刷局の転	評定	A	<評価の視点> 職場環境整備に資する計画を策定・実行し、労働災害発生を防止したか。 <評価に至った理由> 安全衛生管理計画を策定のうえ、計画に基づき、法令の改正を踏まえた研修や教育が実施されたほか、従前の安全教育に加え、過去に研修を受講した職員への再教育等が実施されている。 その他、労働災害が発生しやすい機会を捉えた啓発活動や注意喚起などの安全衛生教育や、リスクアセスメントの実施により職場の危険・有害要因の排除に取り組むなど、労働災害発生の防止が図られている。 これらの取組を着実に実施した結果、重大な労働災害は発生しなかった。 また、過去からのこうした取組の結果、静

		認識の下、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因を確実に排除することにより、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組めます。		60 条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施（5 月～6 月）し、必要な知識と安全動作の習得に資する安全教育を繰り返し実施した。 また、今年度から新たに、5 年前及び 10 年前に職長研修を受講した職員を対象に、職場における安全衛生管理の向上に資する職長の能力向上のための再教育を全工場において実施した。 さらに、労働災害が発生するリスクが高くなることが想定される人事異動時、災害発生時及び長期休業前後などの機会を捉えてその都度、労働災害防止のための各種啓発や注意喚起を行った（4 月・5 月・6 月・8 月・11 月・12 月・令和 6 年 3 月）。 ハ 危険・有害要因の排除の取組状況 ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。 ・ 化学物質リスクアセスメント（注 1）については、労働安全衛生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に基づき、保護具の着用などの対策を立案・実施した。 なお、健康被害の発生はなかった。 （注 1）化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査 ニ 安全を確保するための取組状況 ・ 民間企業との労働安全に関する情報交換を通じて、労働災害の未然防止につながる情報を収集した（11 月・12 月・令和 6 年 1 月）。 ・ 令和 4 年度に全機関で実施した特別安全点検（注 2）において洗い出された製造設備における危険有害要因に対する改善対策については、設備改修を計画的に実施するよう整理した（11 月）。 ・ 国立印刷局で過去に発生した災害事例を基に、全職員を対象に KYT（危険予知トレーニング）を実施した（4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・令和 6 年 2 月）。 ・ 無災害につながる安全活動の取組について、理事長メッセージを発信し、職員の安全に対する意識の高揚を図った（8 月）。 ・ 国立印刷局最長となる、19 年間無災害を継続している彦根工場の安全活動の取組について、機関誌を活用して全職員に対して紹介することで、安全に対する意識の高揚を図った（8 月）。 ・ 安全衛生点検（注 3）の実施（毎月）に加え、全国安全週間（7 月）の取組として、リスクアセスメント研修や安全衛生に関する教育を実	倒災害防止の取組が表彰されるなど、国立印刷局における労働安全保持の取組が外部から高い評価を受けている。 厚生労働省が設立した SAFE コンソーシアムのポータルサイトに、静岡工場における労働安全の取組が紹介されたほか、民間企業と情報交換を行い、労働安全のノウハウを共有するなど、積極的な情報発信を行っている。 以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加えて、労働安全保持の取組について外部から表彰されるなど高い評価を受けており、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることを踏まえ、「A」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	岡工場が厚生労働省から第 1 種無災害記録証を授与されたことは特に評価できる。 以上を踏まえ、本項目については、重要度が高い目標設定に対して、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については、労働安全の保持に係る取組が厚生労働省から第 1 種無災害記録証を授与されるなど、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	--	--	--	--	--	---

			施した。 ・ 全国労働衛生週間の取組として衛生点検（注４）を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った（10月）。 ・ 国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間においては、年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した（令和６年３月）。 ・ 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的な見直しを実施した。 ・ SAFE コンソーシアム（注５）への加盟（12月）を通じ、労働災害の未然防止を図るための情報収集に努めた。 （注２）特別安全点検 自職場内及び当該職場以外の第三者視点により不安全作業等を抽出することで、複合的な視点から潜在的な問題点、改善点等を洗い出す点検 （注３）安全衛生点検 各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検 （注４）衛生点検 各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検 （注５）SAFE コンソーシアム 「Safer Action For Employees（SAFE）」を旗印に、増加傾向にある労働災害の防止対策強化を目的として、厚生労働省が令和４年度に設立した共同体。 ホ 安全表彰 ・ 静岡工場が厚生労働省から第１種無災害記録証（注６）を授与された（７月）。 ・ 国立印刷局の安全表彰制度に基づく無災害記録について、岡山工場が無災害日数 1,200 日（10月）、彦根工場が無災害日数 7,200 日を達成した（令和６年３月）。 ・ SAFE コンソーシアムが開催した、「SAFE コンソーシアムアワード 2023（注７）」において、国立印刷局の転倒災害防止の取組が「転倒災害防止部門ブロック賞」を受賞した（令和６年２月）。 （注６）無災害記録証 厚生労働省が一定期間、労働災害を発生させることのなかった事業場に対して授与するもの。第１種は 390 万時間以上（労働者数 100 人以上の事業所）。 （注７）SAFE コンソーシアムアワード 2023 企業・団体から労働災害防止に向けた取組を募集し、優れた取組を表彰するもの。		
--	--	--	--	--	--

			へ 情報発信 - SAFE コンソーシアムにおける、労働安全に取り組む企業の取組事例として、静岡工場における労働安全の取組が取材を受けた（8月）。また、その取材内容がSAFE コンソーシアムポータルサイトにおいて公開された。 - ホームページに安全の取組に関する専用サイトを設置・運用を開始し（8月）、安全に関する行事や研修の実施状況、安全活動の取組動画を公開するなど、国立印刷局における労働安全の取組を発信した。 - 民間企業との労働安全に関する情報交換を通じて、労働安全に関するノウハウを共有した（11月、12月、令和6年1月）。 ト 労働災害の発生状況 計画等に基づき各種取組を実施し、重大な労働災害の発生はなかったが、休業4日以上労働災害が4件発生した。 事案の概要は、次のとおりである。 - 廃液処理設備の外観点検において、防液堤を跨いだ際に右足を捻り、右足の中足骨を骨折した（5月）。 - 印刷機の番号器の交換作業後、一番上のステップから降りる際、中間のステップを経由して降りるところをそのまま床面に右足を伸ばして着地し、左足の股関節を捻挫した（8月）。 - 印刷機のロータリーカッター部の安全カバーを開けて、紙詰まり用紙を取り除いていたところ、身体が安全カバーに触れたことで同カバーが閉まり右手小指を挟み、骨折した（8月）。 - 休日出勤時の通勤途上において、段差を跨いだ際に体勢を崩して左足を捻り、骨折した（11月）。 これら4件の労働災害については、発生した工場において、速やかに発生状況、発生原因、再発防止策を取りまとめるとともに、必要に応じ物的対策を講じたほか、安全ミーティングや危険予知教育を実施し、労働災害の再発防止に取り組んだ。 なお、災害事例については、各機関において情報を共有し、類似災害の発生防止に取り組んだ。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VII－5－（2）	健康管理の充実			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	健康管理に資する計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	定期健康診断の受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	健康管理に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	（２）健康管理の充実 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	（２）健康管理の充実 健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率 100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実に取り	●健康管理に資する計画の策定の有無 ●定期健康診断の受診率（100%） ●健康管理に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限	（２）健康管理の充実 安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（令和5年3月）し、これに沿って重点実施事項に確実に取り組んだ。これにより、計画に対する実施率は、100%となった。具体的な取組については、次のとおりである。 イ 定期健康診断の実施状況 全職員を対象とした一般定期健康診断（年1回）については、対象者 4,142 名全員に対し実施した。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特殊健康診断（年2回）については、対象者 2,514 名全員に対し実施した。 ロ 健康指導等の実施状況 （イ）有所見者への健康指導・教育の実施状況 - 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象に、産業医による面接指導等を実施した。また、経過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した。 - 労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害を	＜評定と根拠＞評定：B 健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特殊健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。 ストレスチェックのほか、各機関において生活・就業環境に変化のあった職員を対象とした面談を継続実施することにより、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる。	評定	B
						＜評価の視点＞ 健康管理に資する計画を策定・実行し、職員の健康の確保に取り組んだか。 ＜評価に至った理由＞ 安全衛生管理計画を策定したうえで、当該計画に基づき一般定期健康診断及び特殊健康診断が全対象職員に対して確実に実施され、有所見者に対する面接指導等や経過管理対象者に対する保健指導・教育等も確実に行われるなど、適切な健康指導が図られている。また、全職員に対するストレスチェックが実施され、その結果に応じた産業医による面談も実施されるなど、メンタルヘルスケア対策が行われている。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組につい	

		組みます。	る)	防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員に対して産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した。 (ロ) メンタルヘルス対策の実施状況 ・ メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。 ・ 職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により 30 日以上 of 長期間休業した職員（以下「長期休業職員」という。）全員に対し、産業医による面談を実施し、当該職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行った。 ・ 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員全員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した。 ・ 労働安全衛生法令に基づき、全職員に対するストレスチェックを実施した。また、その結果に応じて、産業医による面談を実施した。 (注) 職場復帰支援プログラム 長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引	長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員 65 名のうち 43 名（66％）の職員が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。 以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	ては事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	--	-------	----	---	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－5－（3）	職務意識の向上・組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	（３）職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。	（３）職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	○役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組	（３）職務意識の向上・組織の活性化 イ 各部門における密なコミュニケーションの取組 職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、役員間、役職員間及び各部門間における密なコミュニケーションを図ることにより、職務への相互理解を深めた。 ・ 理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認識統一を図るとともに、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じて、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その背景や目的も含めて職員に伝達し、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。 ・ 各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図ることにより、組織内において相互理解を深めた。 ・ さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含めて、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会、定期開催による理事長及び理事による打合せ会において把握し、確実な達成に向けて取り組んだ。 ・ コンプライアンスに関する職員意識調査の結果及び報告・相談等に関する教育資料等を活用し、各機関における小集団（チーム・作業単位）によるミーティングを通じてコミュニケーションを図	＜評定と根拠＞評定：B 職務意識の向上・組織の活性化については、理事会等の各種会議、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・課題解決への取組、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた取組、コンプライアンスに関する職員意識調査・座談会などを通じて役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図り、更なる職務に対する意識の向上及び組織の活性化を図っている。 令和３年度に新たに策定した経営理念については、ポスター等を活用しつつ研修、ミーティング等を通じて各階層の職員へ周知を行い、更なる浸透定	評定	B ＜評価の視点＞ 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが実現するよう取り組んだか。 ＜評価に至った理由＞ 理事会等の会議において経営層の認識統一が図られた施策・課題について、各部門における連絡会等を通じて当該施策等の背景や目的を含めて職員に伝達するなど、組織全体で課題の解決に向けた取組が行われている。また、実施された施策の進捗状況等について、問題点等も含めて理事・各部門長間、理事長・理事間の定期的な打合せ会において把握し、達成に向けた取組がなされるなど、役員間、役職員間、各部門間のコミュニケーションが図られている。 以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。

				ることにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化に努めた（7月～9月）。 ロ 経営理念の浸透定着 - 経営理念の更なる浸透定着を図るため、中央階層別研修等を活用し、幅広い階層に意識啓発を行った（6月～令和6年1月） - コンプライアンスに関する職員意識調査の実施に合わせ、経営理念の職員への浸透状況を把握した（10月）。 ハ 内部統制の推進による取組（「Ⅶ1.（1）内部統制に係る取組」参照） ニ コンプライアンスの確保による取組（Ⅶ.（2）コンプライアンスの確保）参照）	着に向けて取り組んでいる。 以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

様式 3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－6	環境保全		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	環境保全計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
	環境保全計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	温室効果ガスの削減	平成17年度比24%減	30.9%減	28.1%減	30.4%減	29.3%減			令和4年度までの指標
	温室効果ガスの削減	平成25年度比24%減 (令和6年度以降、毎年度2%引下げ)					32.7%減		令和5年度からの指標
	廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標：6,324 t] 5,742 t	[目標：6,222 t] 6,220 t	[目標：6,219 t] 6,795 t				令和3年度までの指標
	廃棄物排出量の抑制	平成24年度比103%以下				85.8%	69.9%		令和4年度からの指標
	再資源化可能な廃棄物の再資源化	100%				100%	100%		令和4年度からの指標
	ISO14001 認証の維持・更新	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	環境報告書の作成、公表の有無	有	有	有	有	有	有		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	5. 環境保全 製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」（令和3年10	6. 環境保全 地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、環境保全計画を策定し、確実に実施します。	●環境保全計画の策定の有無 ●環境保全計画の確実な実施（対計画100%）	6. 環境保全 環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画（以下「計画」という。）を策定（令和5年3月）し、当該計画に基づき環境マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施したことにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 （1）環境法規制の遵守 環境関連法令等の確実な遵守のため、「環境関連法令等各種	＜評定と根拠＞評定：A 温室効果ガス排出量については、空調機の更新やLED照明器具の採用など計画的に設備投資を実施したことなどにより、目標（平成25年度比24%減）に対し120%以上の達成となる32.7%の削減となってい	評定	A
						＜評価の視点＞ 環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。 ＜評価に至った理由＞ 環境保全計画を策定したうえで、環境マネジメントシステムの確実な運用が図られて	

	月 22 日閣議決定)に掲げる産業部門の令和 12 年度における削減目標を達成するための取組を計画的に進めるとともに、環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達や ISO14001 認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。 温室効果ガス排出量の削減については、「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に掲げる産業部門の令和 12 年度における削減目標である平成 25 年度比 38%削減を達成するため、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な導入などを計画的に進めることとします。 なお、令和 5 年度の排出量については、平成 25 年度と比較し、24%以上削減するよう取り組みます。 廃棄物排出量の抑制については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和 5 年度の廃棄物排出量を平成 24 年度と比較し、3 %の増加に抑制するとともに、再資源化可能な廃棄物の 100%再資源化に取り組みます。 また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001 認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。 さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に	○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証 ●温室効果ガスの削減(平成 25 年度比 24%減) ●廃棄物排出量の抑制(平成 24 年度比 103%以下) ●再資源化可能な廃棄物の再資源化(100%) ●ISO14001 認証の維持・更新	届出・申請等一覧表詳細」及び「特定施設（設置・変更）届出表」の点検・更新等を行い（10 月）、各機関における遵守状況の調査を実施した（令和 6 年 1 月～2 月）。その結果、環境関連法令等の遵守が確実に行われていることを確認した。 （2）温室効果ガス排出量の削減 温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、再生可能エネルギーの調達に向けた調査、検討を進めた。 温室効果ガス排出量の削減につながる設備投資について、環境への影響の検証を行うなど事前確認を実施し、設備投資計画に反映した。 また、空調機の更新、LED 照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入に努めた。なお、事前検証の結果、省エネ施策として一定の効果が得られた銀行券製造設備に設置されている空気圧縮機送気配管の改善については、銀行券印刷工場への水平展開を図るための計画を策定した。 エネルギー効率の高い設備の導入などにより、令和 5 年度の温室効果ガス排出量は 30,177 t-CO2 となり、基準年度である平成 25 年度排出量（44,842 t-CO2）に対し 32.7%（14,665 t-CO2）の削減となった。 （3）資源使用量の抑制及び廃棄物排出量の抑制 資源使用量については、製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用などを継続して実施することにより、引き続き使用量の抑制に努めた。 廃棄物排出量については、印刷工程で発生した損紙屑のリサイクル化に取り組み、既存の取引業者と調整を行い売払い量を拡大したことなどにより、令和 4 年度比で 1,164t 削減した。 これらの結果、廃棄物排出量は 5,114t となり、基準年度である平成 24 年度排出量（7,316 t）に対し 69.9%となった。 なお、廃棄物のうち、廃プラスチック等の再資源化することが可能な廃棄物については、売払い等により 100%再資源化した。 （4）ISO14001 認証の維持・更新 ISO14001（注）認証について審査を受審し、次のとおり認証の維持・更新を行った。 ・維持 小田原工場（12 月）・彦根工場（8 月）・岡山工場（10 月） ・更新 研究所（9 月）・東京工場（10 月）・王子工場（9 月）・静岡工場（令和 6 年 1 月）	る。 廃棄物排出量については、資源使用量抑制の取組に加え、損紙屑のリサイクル化にも引き続き取り組んだことにより、目標（平成 24 年度比 103%以下）に対し 120%以上の達成となる 69.9%となっている。 また、再資源化可能な廃棄物については売払い等により 100%再資源化している。 ISO14001 認証審査において、認証を維持・更新することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に積極的に取り組んだ結果である。 国立印刷局における環境保全に係る取組を広く情報発信するため、毎年度継続的に「環境報告書」を作成し、公表している。 以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち「温室効果ガスの削減」、「廃棄物排出量の抑制」について指標を 120%以上達成するとともに、他の定量的な数値目標も達成したことに加え、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	いる。 温室効果ガス排出量の削減については、エネルギー効率の高い設備の導入等により、削減目標に対し、120%超の達成となる平成 25 年度比 32.7%の削減が行われたことは評価できる。 廃棄物排出量の抑制については、引き続き損紙屑のリサイクル化に取り組み、抑制目標に対し、120%超の達成となる平成 24 年度比 69.9%の抑制が行われたことは評価できる。 また、廃棄物の再資源化について、再資源化可能な廃棄物については、100%再資源化が行われている。 ISO14001 認証の維持・更新については、全ての工場・研究所において審査が行われ、維持・更新がなされている。 環境保全に関する啓蒙活動の推進について、「環境報告書」が作成・公表されているほか、報告書中の一部データについては、PDF データに加えエクセルデータでの公表が行われ、情報公開の観点からの取組も強化されている。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を上回る成果を得ており、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	--	--	---	---	---

		対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。	●環境報告書の作成、公表の有無	(注) ISO14001 企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格 (5) 環境保全に関する啓発活動の推進 各機関において、環境月間の取組として、環境保全に対する意識を高めるための教育を行った（6月）。 令和4年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書 2023」として作成し、ホームページで公表した。なお、外部有識者の意見を踏まえ、エネルギー使用量等のデータについては、各種分析への活用が可能なデータ（Excel 形式）にて提供した（10月）。		
--	--	---	-----------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－7	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		7. 積立金の使途 「独立行政法人国立印刷局法」(平成14年法律第41号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		7. 積立金の使途 該当はなかった。	<評定と根拠>評定：－ <課題と対応> 特になし。	評定	－

4. その他参考情報	
特になし。	

令和５年度予算及び決算 (単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入								
業務収入	68,243	70,027	11,513	11,784	-	-	79,756	81,811
その他収入	-	-	-	-	441	2,728	441	2,728
計	68,243	70,027	11,513	11,784	441	2,728	80,197	84,539
支出								
業務支出	50,479	49,120	6,584	6,704	9,949	10,481	67,012	66,305
人件費支出	24,424	25,030	4,140	4,241	4,552	4,643	33,116	33,914
原材料支出	12,115	12,850	302	479	-	-	12,416	13,329
その他業務支出	13,940	11,240	2,142	1,984	5,397	5,838	21,480	19,061
施設整備費	15,882	14,852	986	1,146	1,370	688	18,238	16,687
計	66,361	63,972	7,570	7,850	11,318	11,169	85,250	82,992

注１）施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注２）上記の金額は、消費税を含めた金額です。

注３）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和５年度収支計画及び実績 (単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
収益の部								
売上高	62,039	63,514	10,466	10,860	-	-	72,506	74,374
営業外収益	-	-	-	-	423	487	423	487
特別利益	-	-	-	-	-	0	-	0
計	62,039	63,514	10,466	10,860	423	487	72,928	74,861
費用の部								
売上原価	51,514	53,200	7,280	7,009	-	-	58,794	60,208
販売費及び一般管理費	4,034	3,650	762	910	7,138	6,434	11,934	10,995
営業外費用	-	-	-	-	726	790	726	790
特別損失	-	-	-	-	-	62	-	62
計	55,548	56,850	8,043	7,919	7,864	7,286	71,454	72,055
当期純利益	6,492	6,664	2,423	2,941	△7,441	△6,799	1,474	2,806
当期総利益	6,492	6,664	2,423	2,941	△7,441	△6,799	1,474	2,806

注１）上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注２）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和５年度資金計画及び実績 (単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
資金収入	68,289	68,325	11,589	12,050	18,537	39,037	98,415	119,412
業務活動による収入	68,289	68,325	11,589	12,050	211	260	80,089	80,635
業務収入	62,081	62,114	10,536	10,955	－	－	72,616	73,069
その他収入	6,208	6,211	1,054	1,095	211	260	7,473	7,566
投資活動による収入	－	－	－	－	－	17,219	－	17,219
財務活動による収入	－	－	－	－	－	－	－	－
前期よりの繰越金	－	－	－	－	18,326	21,559	18,326	21,559
資金支出	68,352	59,644	7,639	8,704	11,921	21,332	87,911	89,680
業務活動による支出	54,093	50,891	6,948	7,648	11,118	10,904	72,160	69,444
原材料支出	10,791	11,044	276	834	－	－	11,066	11,878
人件費支出	26,857	27,205	4,434	4,453	5,057	5,072	36,348	36,730
その他支出	16,446	12,642	2,238	2,362	6,061	5,832	24,746	20,836
投資活動による支出	14,259	8,752	691	1,056	802	10,428	15,751	20,236
財務活動による支出	－	－	－	－	－	－	－	－
翌年度への繰越金	－	－	－	－	－	－	10,504	29,733

注１）当法人は、翌年度への資金を一括して繰り越しているため、翌年度への繰越金を法人全体に計上しています。

注２）上記の金額は、消費税を含めた金額です。

注３）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和５年度事業別営業収支率 (単位：百万円)

区 分	銀行券等事業	官報等事業	合計
売上高	63,514	10,860	74,374
営業費用	62,344	8,858	71,203
売上原価	53,200	7,009	60,208
販売費及び一般管理費（事業別）	3,650	910	4,561
販売費及び一般管理費（法人共通）	5,495	939	6,434
営業利益	1,170	2,002	3,171
事業別営業収支率（％）（売上高÷営業費用）	102%	123%	

注１）財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の販売費及び一般管理費を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値です。

注２）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和５年度施設及び設備に関する計画及び実績 (単位：百万円)

区 分		計画額	実績額
施設関連	製紙部門	169	61
	印刷部門	1,320	911
	共通部門	172	232
	小計	1,660	1,204
設備関連	製紙部門	2,965	1,852
	印刷部門	9,137	8,128
	共通部門	2,137	1,436
	小計	14,238	11,416
合 計		15,899	12,620

注１）上記の金額は、消費税を除いた金額です。

 なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注２）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。